

(令和7年第1回定例会6月会議)

参考資料（議案関係）

議案参考資料

(令和7年第1回定例会6月会議)

担当課(室)係

税務課 住民税係
固定資産税係

1. 議案名

報告第3号 かつらぎ町税条例の一部を改正する条例制定について

2. 背景・経過

令和7年度税制改正における地方税法の改正に伴い、所要の改正を行うものです。

3. 趣旨・目的

地方税法の改正により、条例の一部を改正する必要性が生じたため、地方自治法第180条第1項及びかつらぎ町長の専決事項の指定について第2項の規定により、専決処分したので同法同条第2項の規定により報告するものです。

4. 概要

主な改正内容

① 軽自動車税種別割に係る原動機付自転車の車両区分の見直し

新たな排出ガス規制に伴い、原動機付自転車の車両区分に125cc以下かつ最高出力4.0kW以下のものを追加します。【年額2,000円(50cc原付と同額)】

② 道路交通法の改正に伴う減免申請時の運転免許証の提示に係る規定等の整備

軽自動車税種別割の減免規定において、運転免許証の提示の定めがあるため、個人番号カードと一体化した運転免許証(いわゆるマイナ免許証)に対応した規定に改めます。

③ 長寿命化に資する大規模修繕工事を行ったマンションに係る固定資産税の減額措置における申告の手続き等の見直し

当該減額措置を適用するには、マンションの区分所有者から所定の申告書の提出が必要でしたが、マンション管理組合の管理者等から必要書類等の提出があり、当該減額措置の要件に該当すると認められるときは、マンションの区分所有者から当該減額措置に係る申告書の提出がなかった場合においても、適用することができるよう改めます。

(施行期日：令和7年4月1日)

かつらぎ町税条例新旧対照表

改正後	改正前
○かつらぎ町税条例(昭和37年かつらぎ町条例第2号) (省 略) (種別割の税率) 第82条 (略) (1) 原動機付自転車 ア 総排気量が0.05リットル以下のもの又は定格出力が0.6キロワット以下のもの(ウ及びオに掲げるものを除く。) 年額2,000円 イ 2輪のもので、総排気量が0.05リットルを超え、0.09リットル以下のもの(ウに掲げるものを除く。) 又は定格出力が0.6キロワットを超え、0.8キロワット以下のもの 年額2,000円 ウ 2輪のもので、総排気量が0.125リットル以下かつ最高出力が4.0キロワット以下のもの 年額2,000円 エ 2輪のもので、総排気量が0.09リットルを超えるもの(ウに掲げるものを除く。) 又は定格出力が0.8キロワットを超えるもの 年額2,400円 オ (略) (2)～(3) (略)	○かつらぎ町税条例(昭和37年かつらぎ町条例第2号) (省 略) (種別割の税率) 第82条 (略) (1) 原動機付自転車 ア 総排気量が0.05リットル以下のもの又は定格出力が0.6キロワット以下のもの(エ に掲げるものを除く。) 年額2,000円 イ 2輪のもので、総排気量が0.05リットルを超え、0.09リットル以下のもの 又は定格出力が0.6キロワットを超え、0.8キロワット以下のもの 年額2,000円 ウ 2輪のもので、総排気量が0.09リットルを超えるもの 又は定格出力が0.8キロワットを超えるもの 年額2,400円 エ (略) (2)～(3) (略)

改正後	改正前
(種別割の減免) 第 89 条 (略) 2 (略) (1)～(4) (略) (5) 原動機の総排気量又は定格出力 号ウに掲げる原動機付自転車にあっては、原動機の総排 気量及び最高出力) (6)～(8) (略) 3 (略) (身体障害者等に対する種別割の減免) 第 90 条 (略) 2 前項第 1 号の規定によって種別割の減免を受けようとする 者は、納期限までに、かつらぎ町長に対して、身体障害者福 祉法 (昭和 24 年法律第 283 号) 第 15 条の規定により交付 された身体障害者手帳 (戦傷病者特別援護法 (昭和 38 年法 律第 168 号) 第 4 条の規定により戦傷病者手帳の交付を受 けている者で身体障害者手帳の交付を受けていないものにあ っては、戦傷病者手帳とする。以下この項において「身体障 害者手帳」という。)、厚生労働大臣が定めるところにより 交付された療育手帳 (以下この項において「療育手帳」とい う。)) 又は精神保健及び精神障害者福祉に関する法律 (昭和 25 年法律第 123 号) 第 45 条の規定により交付された精神 障害者保健福祉手帳 (以下この項において「精神障害者保健	(省 略)
(種別割の減免) 第 89 条 (略) 2 (略) (1)～(4) (略) (5) 原動機の総排気量又は定格出力	(省 略)
(6)～(8) (略) 3 (略) (身体障害者等に対する種別割の減免) 第 90 条 (略) 2 前項第 1 号の規定によって種別割の減免を受けようとする 者は、納期限までに、かつらぎ町長に対して、身体障害者福 祉法 (昭和 24 年法律第 283 号) 第 15 条の規定により交付 された身体障害者手帳 (戦傷病者特別援護法 (昭和 38 年法 律第 168 号) 第 4 条の規定により戦傷病者手帳の交付を受 けている者で身体障害者手帳の交付を受けていないものにあ っては、戦傷病者手帳とする。以下この項において「身体障 害者手帳」という。)、厚生労働大臣が定めるところにより 交付された療育手帳 (以下この項において「療育手帳」とい う。)) 又は精神保健及び精神障害者福祉に関する法律 (昭和 25 年法律第 123 号) 第 45 条の規定により交付された精神 障害者保健福祉手帳 (以下この項において「精神障害者保健	(省 略)

改 正 後	改 正 前
福祉手帳」という。)及び道路交通法(昭和35年法律第105号)第92条の規定により交付された身体障害者若しくは身体障害者等と生計を一にする者若しくは身体障害者等(身体障害者等のみで構成される世帯の者に限る。)を常時介護する者の運転免許証(以下この項において「運転免許証」という。)又はこれらの者の特定免許情報(同法第95条の2第2項に規定する特定免許情報をいう。次項において同じ。)が記録された免許情報記録個人番号カード(同法第95条の2第4項に規定する免許情報記録個人番号カードをいう。次項において同じ。)を提示するとともに、次の各号に掲げる事項を記載した申請書に減免を必要とする理由を証明する書類を添付して、提出しなければならない。 (1)～(4) (略) (5) 運転免許証又は道路交通法第95条の2第2項第1号に規定する免許情報記録(以下この号において「免許情報記録」という。)の番号、運転免許の年月日、運転免許証又は免許情報記録の有効期限並びに運転免許の種類及び条件が附されている場合にはその条件 (6) (略) 3 前項の場合において、免許情報記録個人番号カードを提示したときは、当該免許情報記録個人番号カードに記録された特定免許情報を確認するために必要な措置を受けなければならない。 4～5 (略) (省) (略)	福祉手帳」という。)及び道路交通法(昭和35年法律第105号)第92条の規定により交付された身体障害者又は身体障害者等と生計を一にする者若しくは身体障害者等(身体障害者等のみで構成される世帯の者に限る。)を常時介護する者の運転免許証(以下この項において「運転免許証」という。) (1)～(4) (略) (5) 運転免許証の番号、交付年月日及び (6) (略) 効期限並びに運転免許の種類及び条件が附されている場合にはその条件 3～4 (略) (省) (略)

改正後	改正前
附 則 (省 略) (法附則第 15 条第 2 項第 1 号等の条例で定める割合) 第 10 条の 2 (略) 2～22 (略) 23 法附則第 15 条第 36 項に規定する市町村の条例で定める割合は 3 分の 2 とする。 24 法附則第 15 条第 37 項に規定する市町村の条例で定める割合は 2 分の 1 とする。 25 法附則第 15 条第 40 項に規定する市町村の条例で定める割合は 3 分の 1 とする。 26 法附則第 15 条第 41 項に規定する市町村の条例で定める割合は 4 分の 3 とする。 27～28 (略) (新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告) 第 10 条の 3 (略) 2～13 (略) 14 町長は、法附則第 15 条の 9 の 3 第 1 項に規定する特定マシオンに係る区分所有に係る家屋については、前項の申告書の提出がなかつた場合においても、マシオンの管理の適正化の推進に関する法律 (平成 12 年法律第 149 号) 第 5 条	附 則 (省 略) (法附則第 15 条第 2 項第 1 号等の条例で定める割合) 第 10 条の 2 (略) 2～22 (略) 23 法附則第 15 条第 37 項に規定する市町村の条例で定める割合は 3 分の 2 とする。 24 法附則第 15 条第 38 項に規定する市町村の条例で定める割合は 2 分の 1 とする。 25 法附則第 15 条第 41 項に規定する市町村の条例で定める割合は 3 分の 1 とする。 26 法附則第 15 条第 42 項に規定する市町村の条例で定める割合は 4 分の 3 とする。 27～28 (略) (新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告) 第 10 条の 3 (略) 2～13 (略)

改 正 後	改 正 前
の 2 第 1 項に規定する管理組合の管理者等から法附則第 15 条の 9 の 3 第 2 項に規定する期間内に施行規則附則第 7 条第 17 項各号に掲げる書類の提出がされ、かつ、当該特定マシジョンが法附則第 15 条の 9 の 3 第 1 項に規定する要件に該当すると認められるときは、前項の規定にかかわらず、同条第 1 項の規定を適用することができる。	
15～16 (略)	14～15 (略)
	(平成 28 年熊本地震に係る固定資産税の特例の適用を受けようとする者がすべき申告等) 第 10 条の 4 法附則第 16 条の 2 第 1 項(同条第 2 項において準用する場合を含む。)の規定の適用を受けようとする者は、当該年度の初日の属する年の 1 月 31 日(第 54 条第 6 項の規定により同項に規定する仮換地等に係る同条第 1 項の所有者とみなされた者が当該仮換地等について法附則第 16 条の 2 第 6 項(同条第 7 項において準用する場合を含む。)の規定により読み替えて適用される同条第 1 項の規定の適用を受けようとする場合)にあつては、町長が別に定める日)までに次に掲げる事項を記載した申告書を町長に提出しなければなら
	ない。 (1) 納税義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号(個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称)並びに当該納税義務者が令附則第 12 条の 4 第 1 項第 3 号から第 5 号まで又は第 3 項第 3 号から第 5 号までに掲げる者である場合にあつては、同条第 1 項第 1 号若しくは第 2 号又は第 3 項第 1 号若しくは第 2 号に掲げる者との関係 (2) 法附則第 16 条の 2 第 1 項に規定する被災住宅用地の上

改正後	改正前
	に平成 28 年度に係る賦課期日において存した家屋の所有者及び家屋番号 (3) 当該年度に係る賦課期日において法附則第 16 条の 2 第 1 項(同条第 2 項において準用する場合及び同条第 6 項(同条第 7 項において準用する場合を含む。)の規定により読み替えて適用される場合を含む。)の規定の適用を受けようとする土地を法第 349 条の 3 の 2 第 1 項に規定する家屋の敷地の用に供する土地として使用することができない理由 (4) その他町長が固定資産税の賦課徴収に関し必要と認める事項 2 法附則第 16 条の 2 第 1 項(同条第 2 項において準用する場合を含む。)の規定の適用を受ける土地に係る令和 5 年度分及び令和 6 年度分の固定資産税については、第 74 条の規定は適用しない。 3 法附則第 16 条の 2 第 4 項に規定する特定被災共用土地(以下この項において「特定被災共用土地」という。)に係る固定資産税額の按分の申出は、同項に規定する特定被災共用土地納税義務者(以下この項において「特定被災共用土地納税義務者」という。)の代表者が毎年 1 月 31 日までに次に掲げる事項を記載した申出書を町長に提出して行わなければならない。 (1) 代表者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号(個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称) (2) 特定被災共用土地の所在、地番、地目及び地積並びに

改正後	改正前
	<u>その用途</u> (3) <u>特定被災共用土地に係る法附則第16条の2第3項に規定する被災区分所有家屋の所在、家屋番号、種類、構造及び床面積並びにその用途</u> (4) <u>各特定被災共用土地納税義務者の住所及び氏名並びに当該各特定被災共用土地納税義務者の当該特定被災共用土地に係る持分の割合</u> (5) <u>法附則第16条の2第3項の規定により按分する場合に用いられる割合に準じて定めた割合及び当該割合の算定方法</u> 4 <u>法附則第16条の2第9項の規定により特定被災共用土地とみなされた特定仮換地等(以下この項において「特定仮換地等」という。)に係る固定資産税額の按分の申出については、前項中「特定被災共用土地納税義務者」とあるのは「特定仮換地等納税義務者」と、「特定被災共用土地」とあるのは「特定仮換地等」と、「特定仮換地等」とあるのは「特定仮換地等」に対応する従前の土地である特定被災共用土地に」とする。</u>

(省 略)

(省 略)

議案参考資料

(令和7年第1回定例会6月会議)

担当課(室)係

税務課 固定資産税係

1. 議案名

報告第4号 かつらぎ町都市計画税条例の一部を改正する条例制定について

2. 背景・経過

令和7年度税制改正における地方税法の改正に伴い、所要の改正を行うものです。

3. 趣旨・目的

地方税法の改正により、条例の一部を改正する必要性が生じたため、地方自治法第180条第1項及びかつらぎ町長の専決事項の指定について第2項の規定により、専決処分したので同法同条第2項の規定により報告するものです。

4. 概要

主な改正内容

本条例において、地方税法の条項を引用している箇所があるため、地方税法の改正に伴い、本条例の条項の整理を行います。

(施行期日：令和7年4月1日)

(令和7年第1回定例会6月会議)

【報告第4号 参考資料】

かつらぎ町都市計画税条例新旧対照表

改正後	改正前
○かつらぎ町都市計画税条例（平成9年かつらぎ町条例第32号） （本 則 省 略） 附 則 1～3 （略） （法附則第15条第36項の条例で定める割合） 4 法附則第15条第36項に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。 （法附則第15条第37項の条例で定める割合） 5 法附則第15条第37項に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。 （法附則第15条第41項の条例で定める割合） 6 法附則第15条第41項に規定する市町村の条例で定める割合は4分の3とする。 （改修実演芸術公演施設に対する都市計画税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告） 7～13 （略） （市街化区域農地に対して課する都市計画税の課税の特例） 14～16 （略）	○かつらぎ町都市計画税条例（平成9年かつらぎ町条例第32号） （本 則 省 略） 附 則 1～3 （略） （法附則第15条第37項の条例で定める割合） 4 法附則第15条第37項に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。 （法附則第15条第38項の条例で定める割合） 5 法附則第15条第38項に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。 （法附則第15条第42項の条例で定める割合） 6 法附則第15条第42項に規定する市町村の条例で定める割合は4分の3とする。 （改修実演芸術公演施設に対する都市計画税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告） 7～13 （略） （市街化区域農地に対して課する都市計画税の課税の特例） 14～16 （略）

改正後	改正前
17 法附則第15条第1項、第9項、第13項から第17項まで、第19項、第20項、第24項、第27項、第31項から第33項まで、<u>第36項、第37項、第41項若しくは第44項、第15条の2第2項、第15条の3又は第63条の規定の適用がある各年度分の都市計画税に限り、第2条第2項中「又は第33項」とあるのは「若しくは第33項又は附則第15条から第15条の3まで若しくは第63条」とする。</u>	17 法附則第15条第1項、第9項、第13項から第17項まで、第19項、第20項、第24項、第27項、第31項から第34項まで、<u>第37項、第38項、第42項若しくは第45項、第15条の2第2項、第15条の3又は第63条の規定の適用がある各年度分の都市計画税に限り、第2条第2項中「又は第33項」とあるのは「若しくは第33項又は附則第15条から第15条の3まで若しくは第63条」とする。</u>

議案参考資料

(令和7年第1回定例会6月会議)

担当課(室)係

税務課 住民税係

1. 議案名

報告第5号 かつらぎ町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定について

2. 背景・経過

令和7年度税制改正における地方税法施行令等の改正に伴い、所要の改正を行うものです。

3. 趣旨・目的

地方税法施行令等の改正により、条例の一部を改正する必要が生じたため、地方自治法第180条第1項及びかつらぎ町長の専決事項の指定について第2項の規定により、専決処分したので同法同条第2項の規定により報告するものです。

4. 概要

項 目	改正後	改正前
1. 課税限度額の見直し (第2条及び第23条関係)		
基礎賦課額(医療) 課税限度額の引き上げ	66万円	65万円
後期高齢者支援金等課税限度額の引き上げ	26万円	24万円
2. 低所得者に対する軽減措置の拡充 (第23条関係)		
5割軽減の国民健康保険税軽減判定の 所得基準	43万円+10万円×(給与 所得者等の数-1)+(被 保険者数×30.5万円)	43万円+10万円×(給与 所得者等の数-1)+(被 保険者数×29.5万円)
2割軽減の国民健康保険税軽減判定の 所得基準	43万円+10万円×(給与 所得者等の数-1)+(被 保険者数×56万円)	43万円+10万円×(給与 所得者等の数-1)+(被 保険者数×54.5万円)

(施行期日：令和7年4月1日)

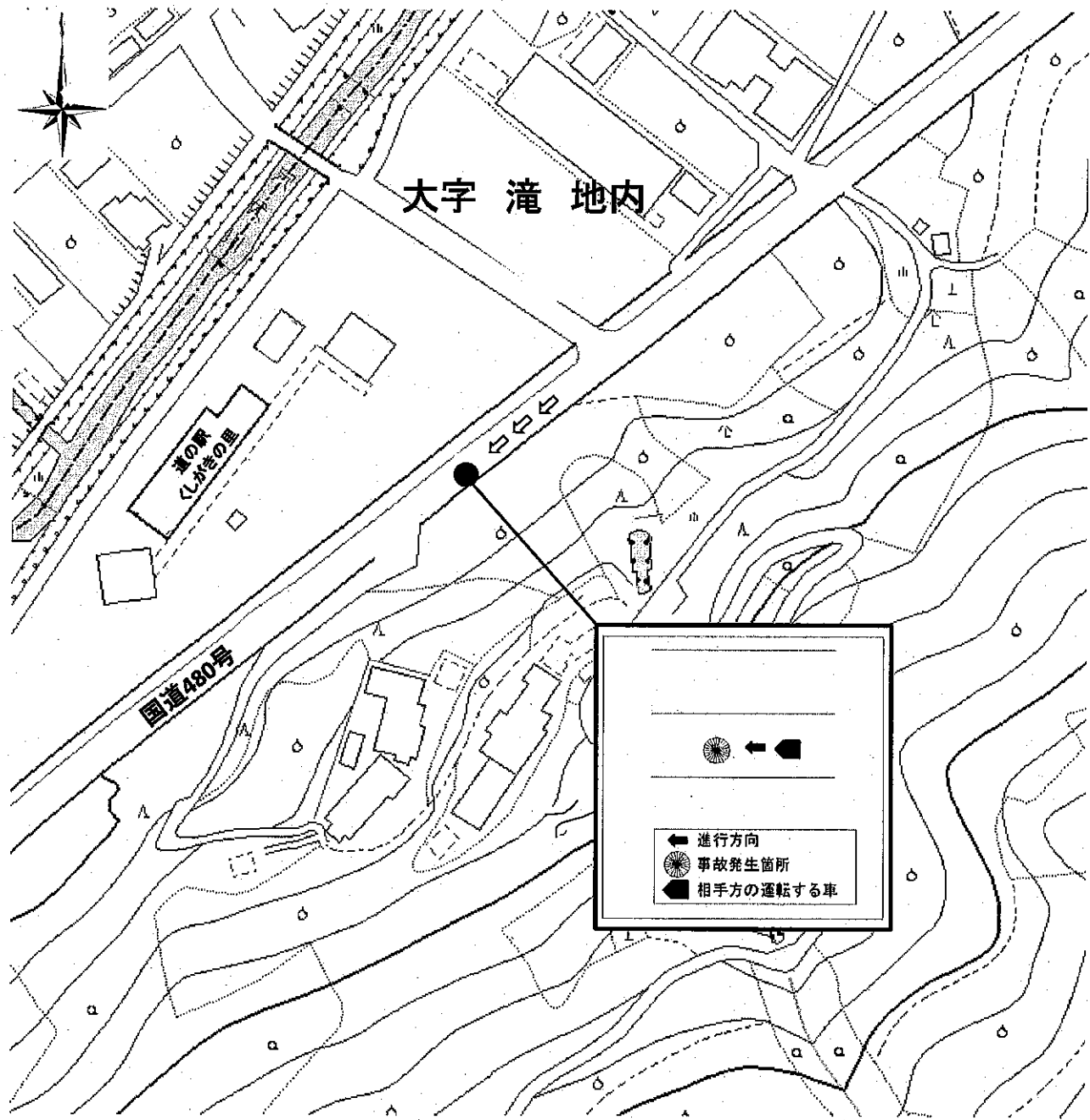
かつらぎ町国民健康保険税条例新旧対照表

改正後	改正前
○かつらぎ町国民健康保険税条例（平成9年かつらぎ町条例第33号） （省）（略） （課税額） 第2条（略） 2 前項第1号の基礎課税額は、世帯主(前条第2項の世帯主を除く。)及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が<u>660,000円</u>を超える場合には、基礎課税額は、<u>660,000円</u>とする。 3 第1項第2号の後期高齢者支援金等課税額は、世帯主(前条第2項の世帯主を除く。)及びその世帯に属する被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が<u>260,000円</u>を超える場合には、後期高齢者支援金等課税額は、<u>260,000円</u>とする。 4 （略） （省）（略） （国民健康保険税の減額）	○かつらぎ町国民健康保険税条例（平成9年かつらぎ町条例第33号） （省）（略） （課税額） 第2条（略） 2 前項第1号の基礎課税額は、世帯主(前条第2項の世帯主を除く。)及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が<u>650,000円</u>を超える場合には、基礎課税額は、<u>650,000円</u>とする。 3 第1項第2号の後期高齢者支援金等課税額は、世帯主(前条第2項の世帯主を除く。)及びその世帯に属する被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が<u>240,000円</u>を超える場合には、後期高齢者支援金等課税額は、<u>240,000円</u>とする。 4 （略） （省）（略） （国民健康保険税の減額）

改正後	改正前
第23条 次の各号の一に掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が660,000円を超える場合には、<u>660,000円</u>)、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からウ及びエに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が260,000円を超える場合には、<u>260,000円</u>)並びに同条第4項本文の介護納付金課税額からオ及びカに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が170,000円を超える場合には、170,000円)の合算額とする。 (1) (略) (2) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、430,000円(納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、430,000円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に100,000円を乗じて得た金額を加算した金額)に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき<u>305,000円</u>を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前号に該当する者を除く。) ア～カ (略) (3) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、430,000円(納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、430,000円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に100,000円を乗じて得た金額を加算した金額)に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき<u>560,000円</u>を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前2号に該当する者を除く。) ア～カ (略)	第23条 次の各号の一に掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が650,000円を超える場合には、<u>650,000円</u>)、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からウ及びエに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が240,000円を超える場合には、<u>240,000円</u>)並びに同条第4項本文の介護納付金課税額からオ及びカに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が170,000円を超える場合には、170,000円)の合算額とする。 (1) (略) (2) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、430,000円(納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、430,000円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に100,000円を乗じて得た金額を加算した金額)に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき<u>295,000円</u>を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前号に該当する者を除く。) ア～カ (略) (3) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、430,000円(納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、430,000円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に100,000円を乗じて得た金額を加算した金額)に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき<u>545,000円</u>を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前2号に該当する者を除く。) ア～カ (略)

改正後	改正前
2～3 (略) (省 略)	2～3 (略) (省 略)

(令和7年 第1回定例会 6月会議)
【報告第6号 参考資料】



○事故による責任割合
かつらぎ町 100%
相手方 0%

○損害賠償の内訳
【物損事故】修繕費 1,070,500円

(令和7年第1回定例会6月会議)

【報告第6号 参考資料】

現況写真



議案参考資料

(令和7年第1回定例会6月会議)

担当課(室)係

福祉介護課 社会福祉係

1. 議案名

議案第67号 人権擁護委員候補者推薦につき意見を求めることについて

2. 背景・経過

令和5年1月1日に法務大臣より委嘱された福本陽子委員が、令和7年12月31日任期満了となります。

3. 趣旨・目的

人権擁護委員法第6条第1項の規定による人権擁護委員のうち、福本陽子委員の任期が本年12月31日に満了するので和歌山地方法務局長より候補者の推薦の依頼があり、同委員を推薦するため同法第6条第3項の規定により、議会の意見を求めるものです。

任期：令和8年1月1日～令和10年12月31日（3年間）

4. 概要

①目的

国民に保障されている基本的人権を擁護し、自由人権思想の普及高揚を図るため、全国に人権擁護委員を置く。

②定数

委員の定数は、9人

③委員となりうる者の資格要件

当該市町村の議会の議員の選挙権を有する者

④委員となることができない者

- ・禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで、又は執行を受けることがなくなるまでの者
- ・人権侵犯に当たる犯罪行為のあった者
- ・政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

(令和7年第1回定例会6月会議)

【議案第67号 参考資料】

人権擁護委員推薦候補者略歴

(人権擁護委員となりうる者の資格要件)

当該市町村の議会の議員の選挙権を有する住民で、人格識見高く、広く社会の実情に通じ、人権擁護について理解のある者

氏 名 個人情報保護のため以下空白となります

生年月日

住 所

職 業

略 歴

議案参考資料

(令和7年第1回定例会6月会議)

担当課(室)係

福祉介護課 社会福祉係

1. 議案名

議案第68号 人権擁護委員候補者推薦につき意見を求めることについて

2. 背景・経過

令和5年1月1日に法務大臣より委嘱された山添健治委員が、令和7年12月31日任期満了となります。

3. 趣旨・目的

人権擁護委員法第6条第1項の規定による人権擁護委員のうち、山添健治委員の任期が本年12月31日に満了するので和歌山地方法務局長より候補者の推薦の依頼があり、同委員を推薦するため同法第6条第3項の規定により、議会の意見を求めるものです。

任期：令和8年1月1日～令和10年12月31日（3年間）

4. 概要

①目的

国民に保障されている基本的人権を擁護し、自由人権思想の普及高揚を図るため、全国に人権擁護委員を置く。

②定数

委員の定数は、9人

③委員となりうる者の資格要件

当該市町村の議会の議員の選挙権を有する者

④委員となることができない者

- ・禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで、又は執行を受けることがなくなるまでの者
- ・人権侵犯に当たる犯罪行為のあった者
- ・政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

(令和7年第1回定例会6月会議)

【議案第68号 参考資料】

人権擁護委員推薦候補者略歴

(人権擁護委員となりうる者の資格要件)

当該市町村の議会の議員の選挙権を有する住民で、人格識見高く、広く社会の实情に通じ、人権擁護について理解のある者

氏 名 個人情報保護のため以下空白となります

生年月日

住 所

職 業

略 歴

議案参考資料

(令和7年第1回定例会6月会議)

担当課(室)係

税務課 住民税係
徴収係

1. 議案名

議案第69号 かつらぎ町税条例の一部を改正する条例制定について

2. 背景・経過

令和7年度税制改正において、物価上昇局面における税負担の調整及び就業調整対策の観点から、給与所得控除の見直し、同一生計配偶者及び扶養親族の合計所得金額に係る要件等の引上げ、大学生年代の子等に関する特別控除(特定親族特別控除)の創設が行われました。

3. 趣旨・目的

令和7年度税制改正における地方税法等の改正に伴い、所要の改正を行おうとするものです。

4. 概要

主な改正内容

① 給与所得控除の見直し

給与収入金額が190万円以下の者の給与所得控除について、55万円の最低保障控除額を65万円に引き上げます。【別紙参照】

② 各種扶養控除等に係る所得要件の引上げ

各種扶養控除等の適用を受ける場合における所得要件額を10万円引き上げます。【別紙参照】

③ 大学生年代の子等に関する特別控除(特定親族特別控除)の創設

従来より、納税義務者に19歳以上23歳未満の特定控除対象扶養親族がいる場合、当該親族の合計所得金額が48万円以下の場合に限り、その納税義務者の総所得金額等から45万円を控除することとされてきました。

今回、19歳以上23歳未満の親族の合計所得が58万円を超える場合(123万円限度)でも、納税義務者の総所得金額等から当該親族の合計所得金額に応じた額を控除できるよう新たに規定します。【別紙参照】

(①②③の施行期日：令和8年1月1日)

④ 加熱式たばこに係る課税標準の特例(町たばこ税)

法規定の新設にあわせて、加熱式たばこに係る町たばこ税の課税標準の特例を新設します。

(④の施行期日：令和8年4月1日)

① 給与所得控除の見直し

改正前と改正後の比較

給与収入金額	控除額	
	改正前	改正後
162 万 5 千円以下	55 万円	65 万円
162 万 5 千円超 180 万円以下	給与収入金額× 40%－10 万円	
180 万円超 190 万円以下	給与収入金額× 30%＋8 万円	
190 万円超	改正なし	

② 各種扶養控除等に係る所得要件の引上げ

改正前と改正後の比較

所得要件	改正前	改正後
同一生計配偶者及び扶養親族の合計所得金額	48 万円	58 万円
ひとり親が有する生計を一にする子の総所得金額等	48 万円	58 万円
雑損控除の適用を認められる親族に係る総所得金額等	48 万円	58 万円
勤労学生の合計所得金額	75 万円	85 万円
家内労働者の特例における必要経費に算入する金額の最低保障額	55 万円	65 万円

③ 大学生年代の子等に関する特別控除（特定親族特別控除）の創設

○ 対象者

以下のいずれにも該当する者と生計を一にする納税義務者

1. 年齢 19 歳以上 23 歳未満の親族
(配偶者及び青色事業専従者等を除く)
2. 合計所得金額が 58 万円超 123 万円以下
(給与収入のみの場合は 123 万円超 188 万円以下)
3. 控除対象扶養親族に該当しない

○ 控除額

19 歳以上 23 歳未満の親族の所得要件 (合計所得金額)	控除額
58 万円超 85 万円以下	45 万円
85 万円超 90 万円以下	
90 万円超 95 万円以下	
95 万円超 100 万円以下	41 万円
100 万円超 105 万円以下	31 万円
105 万円超 110 万円以下	21 万円
110 万円超 115 万円以下	11 万円
115 万円超 120 万円以下	6 万円
120 万円超 123 万円以下	3 万円

(令和7年第1回定例会6月会議)

【議案第69号 参考資料】

かつらぎ町税条例新旧対照表

改正後	改正前
○かつらぎ町税条例（昭和37年かつらぎ町条例第2号） （省 略） （公示送達） 第18条 法第20条の2の規定による公示送達は、 <u>公示事項をいう。以下この条において同じ。</u> ）を地方税法施行規則（昭和29年総理府令第23号。以下「施行規則」という。） <u>第1条の8第1項に規定する方法により不特定多数の者が閲覧することができる状態に置く措置をとるとともに、公示事項が記載された書面を町役場揭示場に揭示し、又は公示事項を町の事務所に設置した電子計算機の映像面に表示したものの閲覧をすることができる状態に置く措置をとることによってするものとする。</u> （省 略）	○かつらぎ町税条例（昭和37年かつらぎ町条例第2号） （省 略） （公示送達） 第18条 法第20条の2の規定による公示送達は、 <u>町役場揭示場に揭示して</u> <u>行うものとする。</u> （納税証明事項） 第18条の3 地方税法施行規則（昭和29年総理府令第23号。以下「施行規則」という。） <u>第1条の9第2号に規定する事項は、道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第59条第1項に規定する検査対象軽自動車又は2輪の小型自動車について天災その他やむを得ない事由に</u>

改正後	改正前
より種別割を滞納している場合においてその旨とする。 (省 略) (所得控除) 第34条の2 所得割の納税義務者が法第314条の2第1項の各号のい ずれかに掲げる者に該当する場合には、同条第1項及び第3項から第 11項までの規定により雑損控除額、医療費控除額、社会保険料控除 額、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控 除額、障害者控除額、寡婦控除額、ひとり親控除額、勤労学生控除額、 配偶者控除額、配偶者特別控除額、扶養控除額又は特定親族特別控除 額を、前年の合計所得金額が2,500万円以下である所得割の納税義務 者については、同条第2項、第6項及び第11項の規定により基礎控 除額をそれぞれその者の前年の所得について算定した総所得金額、退 職所得金額又は山林所得金額から控除する。 (省 略)	より種別割を滞納している場合においてその旨とする。 (省 略) (所得控除) 第34条の2 所得割の納税義務者が法第314条の2第1項の各号のい ずれかに掲げる者に該当する場合には、同条第1項及び第3項から第 11項までの規定により雑損控除額、医療費控除額、社会保険料控除 額、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控 除額、障害者控除額、寡婦控除額、ひとり親控除額、勤労学生控除額、 配偶者控除額、配偶者特別控除額又は扶養控除額 を、前年の合計所得金額が2,500万円以下である所得割の納税義務 者については、同条第2項、第6項及び第11項の規定により基礎控 除額をそれぞれその者の前年の所得について算定した総所得金額、退 職所得金額又は山林所得金額から控除する。 (省 略)
(町民税の申告) 第36条の2 第23条第1項第1号に掲げる者は、3月15日までに、 施行規則第5号の4様式(別表)による申告書を町長に提出しなければ ならない。ただし、法第317条の6第1項又は第4項の規定により 給与支払報告書又は公的年金等支払報告書を提出する義務がある者 から1月1日現在において給与又は公的年金等の支払を受けている者 で前年中において給与所得以外の所得又は公的年金等に係る所得以	(町民税の申告) 第36条の2 第23条第1項第1号に掲げる者は、3月15日までに、 施行規則第5号の4様式(別表)による申告書を町長に提出しなければ ならない。ただし、法第317条の6第1項又は第4項の規定により 給与支払報告書又は公的年金等支払報告書を提出する義務がある者 から1月1日現在において給与又は公的年金等の支払を受けている者 で前年中において給与所得以外の所得又は公的年金等に係る所得以

改正後	改正前
外の所得を有しなかった者(公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかった者で社会保険料控除額(令第48条の9の7に規定するものを除く。)、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、勤労学生控除額、配偶者特別控除額(所得割の納税義務者(前年の合計所得金額が900万円以下であるものに限る。))の法第314条の2第1項第10号の2に規定する自己と生計を一にする配偶者(前年の合計所得金額が95万円以下であるものに限る。))で控除対象配偶者に該当しないものに係るものを除く。)、<u>法第314条の2第4項に規定する扶養控除額若しくは特定親族特別控除額(特定親族(同条第1項第12号に規定する特定親族をいう。第36条の3の2第1項第3号及び第36条の3の3第1項において同じ。)) (前年の合計所得金額が85万円以下であるものに限る。))に係るものを除く。))の控除又はこれらと併せて雑損控除額若しくは医療費控除額の控除、法第313条第8項に規定する純損失の金額の控除、同条第9項に規定する純損失若しくは雑損失の金額の控除若しくは第34条の7の規定により控除すべき金額(以下この条において「寄附金税額控除額」という。))の控除を受けようとするものを除く。以下この条において「給与所得等以外の所得を有しなかった者」という。))及び第24条第2項に規定する者(施行規則第2条の2第1項の表の上欄の(二)に掲げる者を除く。))については、この限りでない。</u> 2～9 (略) (省) (略) (個人の町民税に係る給与所得者の扶養親族等申告書)	外の所得を有しなかった者(公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかった者で社会保険料控除額(令第48条の9の7に規定するものを除く。)、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、勤労学生控除額、配偶者特別控除額(所得割の納税義務者(前年の合計所得金額が900万円以下であるものに限る。))の法第314条の2第1項第10号の2に規定する自己と生計を一にする配偶者(前年の合計所得金額が95万円以下であるものに限る。))で控除対象配偶者に該当しないものに係るものを除く。))若しくは法第314条の2第4項に規定する扶養控除額 の控除又はこれらと併せて雑損控除額若しくは医療費控除額の控除、法第313条第8項に規定する純損失の金額の控除、同条第9項に規定する純損失若しくは雑損失の金額の控除若しくは第34条の7の規定により控除すべき金額(以下この条において「寄附金税額控除額」という。))の控除を受けようとするものを除く。以下この条において「給与所得等以外の所得を有しなかった者」という。))及び第24条第2項に規定する者(施行規則第2条の2第1項の表の上欄の(二)に掲げる者を除く。))については、この限りでない。 2～9 (略) (省) (略) (個人の町民税に係る給与所得者の扶養親族等申告書)

改正後	改正前
第36条の3の2 (略) (1)～(2) (略) (3) 扶養親族又は<u>特定親族</u>の氏名 (4) (略) 2～6 (略) (個人の町民税に係る公的年金等受給者の扶養親族等申告書) 第36条の3の3 所得税法第203条の6第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者又は法の施行地において同項に規定する公的年金等(所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。)の支払を受ける者であって、特定配偶者(所得割の納税義務者(合計所得金額が900万円以下であるものに限る。))の自己と生計を一にする配偶者(退職手当等(第53条の2に規定する退職手当等に限る。以下この項において同じ。))に係る所得を有する者であって、合計所得金額が9万円以下であるものに限る。)をいう。第2号において同じ。)又は扶養親族(年齢16歳未満の者又は控除対象扶養親族であって退職手当に係る所得を有する者に限る。))若しくは特定親族(退職手当等に係る所得を有する者であって、合計所得金額が85万円以下であるものに限る。))を有する者(以下この条において「公的年金等受給者」という。)で町内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に經由すべき所得税法第203条の6第1項に規定する公的年金等の支払者(以下この条において「公的年金等支払者」という。)から毎年最初に公的年金等の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該公的年金等支払者を経由して、町長に提出しなければならない。	第36条の3の2 (略) (1)～(2) (略) (3) 扶養親族 _____ の氏名 (4) (略) 2～6 (略) (個人の町民税に係る公的年金等受給者の扶養親族等申告書) 第36条の3の3 所得税法第203条の6第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者又は法の施行地において同項に規定する公的年金等(所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。)の支払を受ける者であって、特定配偶者(所得割の納税義務者(合計所得金額が900万円以下であるものに限る。))の自己と生計を一にする配偶者(退職手当等(第53条の2に規定する退職手当等に限る。以下この項において同じ。))に係る所得を有する者であって、合計所得金額が9万円以下であるものに限る。)をいう。第2号において同じ。)又は扶養親族(年齢16歳未満の者又は控除対象扶養親族であって退職手当に係る所得を有する者に限る。)) _____を有する者(以下この条において「公的年金等受給者」という。)で町内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に經由すべき所得税法第203条の6第1項に規定する公的年金等の支払者(以下この条において「公的年金等支払者」という。)から毎年最初に公的年金等の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該公的年金等支払者を経由して、町長に提出しなければならない。

改正後	改正前
(1)～(2) (略) (3) 扶養親族又は特定親族の氏名 (4) (略) 2～5 (略) (省) (略) 附 則 (省) (略)	(1)～(2) (略) (3) 扶養親族_____の氏名 (4) (略) 2～5 (略) (省) (略) 附 則 (省) (略)
(加熱式たばこに係るたばこ税の課税標準の特例) 第16条の2の2 令和8年4月1日以後に第92条の2第1項の売渡し又は同条第2項の売渡し若しくは消費等(次項において「売渡し等」という。)が行われた加熱式たばこ(第92条第1号オに掲げる加熱式たばこをいい、第93条の2の規定により製造たばことみなされるものを含む。以下この条において同じ。)に係る第94条第1項の製造たばこの本数は、同条第3項の規定にかかわらず、当分の間、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める方法により換算した紙巻たばこ(第92条第1号アに掲げる紙巻たばこをいう。以下この項及び次項において同じ。)の本数によるものとする。 (1) 葉たばこ(たばこ事業法第2条第2号に規定する葉たばこをいう。)を原料の全部又は一部としたものを紙その他のこれに類する材料のもので巻いた加熱式たばこ(当該葉たばこを原料の全部又は一	

改正後	改正前
部としたものを施行規則附則第 8 条の 4 の 2 に規定するところにより直接加熱することによって喫煙の用に供されるものに限る。) 当該加熱式たばこの重量 (フィルターその他の施行規則附則第 8 条の 4 の 3 に規定するものに係る部分の重量を除く。以下この項から第 3 項までにおいて同じ。) の 0.35 グラムをもって紙巻たばこの 1 本に換算する方法。ただし、当該加熱式たばこの 1 本当たりの重量が 0.35 グラム未満である場合においては、当該加熱式たばこの 1 本をもって紙巻たばこの 1 本に換算する方法 (2) 前号に掲げるものの以外の加熱式たばこ 当該加熱式たばこの重量の 0.2 グラムをもって紙巻たばこの 1 本に換算する方法。ただし、当該加熱式たばこの品目ごとの 1 個当たりの重量が 4 グラム未満である場合においては、当該加熱式たばこの品目ごとの 1 個をもって紙巻たばこの 20 本に換算する方法 2 前項の規定により加熱式たばこのうち同項第 1 号ただし書の規定の適用を受けるもの及び同項第 2 号ただし書の規定の適用を受けるものの以外のものの重量を紙巻たばこの本数に換算する場合における計量は、売渡し等が行われた加熱式たばこの品目ごとの 1 個当たりの重量に当該加熱式たばこの品目ごとの数量を乗じて得た重量を同項各号に掲げる区分ごとに合計し、その合計重量を紙巻たばこの本数に換算する方法により行うものとする。 3 前項の計算に関し、同項の加熱式たばこの品目ごとの 1 個当たりの重量に 0.1 グラム未満の端数がある場合には、その端数を切り捨てるものとする。 4 第 1 項第 2 号に掲げる加熱式たばこ (第 93 条の 2 の規定により製造たばことみなされるものに限る。) のうち、次に掲げるものについては、同号ただし書の規定は、適用しない。	

改正後	改正前
(1) <u>第1項第1号に掲げる加熱式たばこと併せて喫煙の用に供されるもの</u> (2) <u>第1項第2号に掲げる加熱式たばこ(第93条の2の規定により製造たばことみなされるものを除く。)と併せて喫煙の用に供される加熱式たばこ(同条の規定により製造たばことみなされるものに限る。)であって当該加熱式たばこのみの品目のもの</u>	(省 略)

議案参考資料

(令和7年第1回定例会6月会議)

担当課(室)係

税務課 住民税係

1. 議案名

議案第70号 かつらぎ町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定について

2. 背景・経過

国民健康保険税の税率については、構成されている所得割・均等割・平等割の基礎となる総所得額・被保険者数・国保加入世帯数が毎年変わっていくなかで、適正な税額を確保するために毎年改正しています。

3. 趣旨・目的

国民健康保険税の賦課税率の改正を行うため、所要の改正を行おうとするものです。

4. 概要

賦課税率の改正

○ 税率について

	(令和6年度)		(令和7年度)
基礎分 所得割	7.49%	→	8.06%
基礎分 均等割	26,700円	→	29,000円
基礎分 平等割	19,700円	→	21,200円
支援分 所得割	3.03%	→	2.67%
支援分 均等割	10,700円	→	9,800円
支援分 平等割	7,900円	→	7,200円
介護分 所得割	2.75%	→	2.34%
介護分 均等割	10,900円	→	9,700円
介護分 平等割	5,800円	→	5,100円

(施行期日：公布の日)

(令和7年第1回定例会6月会議)

【議案第70号 参考資料】

かつらぎ町国民健康保険税条例の主な改正内容(税率等改正)

表1

税 率	6年度(改正前)	7年度(改正後)	比 較	摘 要
基礎分	所得割	7.49 %	8.06 %	0.57 pt
	均等割	26,700 円	29,000 円	2,300 円
	平等割	19,700 円	21,200 円	1,500 円
	(特定)	9,850 円	10,600 円	750 円
	(特定継続)	14,775 円	15,900 円	1,125 円
支援分	所得割	3.03 %	2.67 %	△ 0.36 pt
	均等割	10,700 円	9,800 円	△ 900 円
	平等割	7,900 円	7,200 円	△ 700 円
	(特定)	3,950 円	3,600 円	△ 350 円
	(特定継続)	5,925 円	5,400 円	△ 525 円
介護分	所得割	2.75 %	2.34 %	△ 0.41 pt
	均等割	10,900 円	9,700 円	△ 1,200 円
	平等割	5,800 円	5,100 円	△ 700 円

※ 未就学児については、基礎分・支援分それぞれ1人につき均等割額の2分の1を軽減します。

※ (特定)特定世帯とは、世帯の者が後期高齢者医療保険に移行したことにより、国保加入者が1人だけになった世帯で、後期高齢者医療保険に移行した者と引き続き同世帯であること、かつ世帯主に変更がないこと。【基礎分・支援分の平等割額の2分の1を軽減します。】

※ (特定継続)特定継続世帯とは、特定世帯になってから5年経過し8年経過するまでの世帯。【基礎分・支援分の平等割額の4分の1を軽減します。】

表2 【7割軽減額】

区 分	6年度(改正前)	7年度(改正後)	比 較	摘 要
基礎分	均等割	18,690 円	20,300 円	1,610 円
	平等割	13,790 円	14,840 円	1,050 円
	(特定)	6,895 円	7,420 円	525 円
	(特定継続)	10,343 円	11,130 円	787 円
支援分	均等割	7,490 円	6,860 円	△ 630 円
	平等割	5,530 円	5,040 円	△ 490 円
	(特定)	2,765 円	2,520 円	△ 245 円
	(特定継続)	4,148 円	3,780 円	△ 368 円
介護分	均等割	7,630 円	6,790 円	△ 840 円
	平等割	4,060 円	3,570 円	△ 490 円

表3 【5割軽減額】

区 分	6年度(改正前)	7年度(改正後)	比 較	摘 要
基礎分	均等割	13,350 円	14,500 円	1,150 円
	平等割	9,850 円	10,600 円	750 円
	(特定)	4,925 円	5,300 円	375 円
	(特定継続)	7,388 円	7,950 円	562 円
支援分	均等割	5,350 円	4,900 円	△ 450 円
	平等割	3,950 円	3,600 円	△ 350 円
	(特定)	1,975 円	1,800 円	△ 175 円
	(特定継続)	2,963 円	2,700 円	△ 263 円
介護分	均等割	5,450 円	4,850 円	△ 600 円
	平等割	2,900 円	2,550 円	△ 350 円

表4 【2割軽減額】

区 分	6年度(改正前)	7年度(改正後)	比 較	摘 要
基礎分	均等割	5,340 円	5,800 円	460 円
	平等割	3,940 円	4,240 円	300 円
	(特定)	1,970 円	2,120 円	150 円
	(特定継続)	2,955 円	3,180 円	225 円
支援分	均等割	2,140 円	1,960 円	△ 180 円
	平等割	1,580 円	1,440 円	△ 140 円
	(特定)	790 円	720 円	△ 70 円
	(特定継続)	1,185 円	1,080 円	△ 105 円
介護分	均等割	2,180 円	1,940 円	△ 240 円
	平等割	1,160 円	1,020 円	△ 140 円

(令和7年第1回定例会6月会議)

【議案第70号 参考資料】

一人当たりの税額(軽減適用後)

金額単位：円

区分	令和6年度	令和7年度	増減数値	対前年比
基礎分	64,725	70,684	5,959	109.2%
支援分	25,904	23,866	△ 2,038	92.1%
介護分	26,788	23,634	△ 3,154	88.2%

税率算定基礎数値

【基礎分・支援分】

金額単位：円

区分	令和6年度	令和7年度	増減数値	対前年比
所得額	3,044,944,345	2,961,286,167	△ 83,658,178	97.3%
被保険者数	4,186	3,928	△ 258	93.8%
世帯数	2,591	2,459	△ 132	94.9%
特定世帯数	289	275	△ 14	95.2%
特定継続世帯数	50	42	△ 8	84.0%

【介護分】

金額単位：円

区分	令和6年度	令和7年度	増減数値	対前年比
所得額	1,130,535,000	1,153,324,249	22,789,249	102.0%
被保険者数	1,365	1,328	△ 37	97.3%
世帯数	1,100	1,076	△ 24	97.8%

賦課割合

単位：%

区分	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度以降
所得割	42.5	45	47.5	50
資産割	9	6	3	0
均等割	33.5	34	34.5	35
平等割	15	15	15	15

未就学児軽減

区分	令和6年度	令和7年度	増減数値	対前年比
軽減世帯数(世帯)	59	46	△ 13	78.0%
軽減人数(人)	80	58	△ 22	72.5%
軽減額(円)	1,004,190	717,800	△ 286,390	71.5%

国民健康保険税額試算表 ①

4人世帯(夫婦40歳～64歳までと40歳未満の子供2人)で、夫の給与収入4,000,000円 (所得2,760,000円)の場合【軽減無し】									
区分		令和6年度			令和7年度			比較	
		課税標準	税率	税額	課税標準	税率	税額	税額	
基礎分	所得割	2,330,000	7.49%	174,517	2,330,000	8.06%	187,798	13,281	
	均等割	4 人	26,700	106,800	4 人	29,000	116,000	9,200	
	平等割	1 世帯	19,700	19,700	1 世帯	21,200	21,200	1,500	
	軽減額			0			0	0	
	税額 計 (基礎分)			301,000	税額 計 (基礎分)			324,900	23,900
支援分	所得割	2,330,000	3.03%	70,599	2,330,000	2.67%	62,211	△ 8,388	
	均等割	4 人	10,700	42,800	4 人	9,800	39,200	△ 3,600	
	平等割	1 世帯	7,900	7,900	1 世帯	7,200	7,200	△ 700	
	軽減額			0			0	0	
	税額 計 (支援分)			121,200	税額 計 (支援分)			108,600	△ 12,600
税額 小計 (基礎分+支援分)				422,200	税額 小計			433,500	11,300
介護分	所得割	2,330,000	2.75%	64,075	2,330,000	2.34%	54,522	△ 9,553	
	均等割	2 人	10,900	21,800	2 人	9,700	19,400	△ 2,400	
	平等割	1 世帯	5,800	5,800	1 世帯	5,100	5,100	△ 700	
	軽減額			0			0	0	
	税額 計 (介護分)			91,600	税額 計 (介護分)			79,000	△ 12,600
税額 合計 (基礎分+支援分+介護分)				513,800	税額 合計			512,500	△ 1,300

国 民 健 康 保 険 税 額 試 算 表 ②

4人世帯(夫婦40歳～64歳までと40歳未満の子供2人)で、夫の給与収入3,000,000円 (所得2,020,000円)の場合【2割軽減】									
区分		令和6年度			令和7年度			比較	
		課税標準	税率	税額	課税標準	税率	税額	税額	
基礎分	所得割	1,590,000	7.49%	119,091	1,590,000	8.06%	128,154	9,063	
	均等割	4 人	26,700	106,800	4 人	29,000	116,000	9,200	
	平等割	1 世帯	19,700	19,700	1 世帯	21,200	21,200	1,500	
	軽減額			△ 25,300			△ 27,440	△ 2,140	
	税額 計 (基礎分)			220,200	税額 計 (基礎分)			237,900	17,700
支援分	所得割	1,590,000	3.03%	48,177	1,590,000	2.67%	42,453	△ 5,724	
	均等割	4 人	10,700	42,800	4 人	9,800	39,200	△ 3,600	
	平等割	1 世帯	7,900	7,900	1 世帯	7,200	7,200	△ 700	
	軽減額			△ 10,140			△ 9,280	860	
	税額 計 (支援分)			88,700	税額 計 (支援分)			79,500	△ 9,200
税額 小計 (基礎分+支援分)				308,900	税額 小計			317,400	8,500
介護分	所得割	1,590,000	2.75%	43,725	1,590,000	2.34%	37,206	△ 6,519	
	均等割	2 人	10,900	21,800	2 人	9,700	19,400	△ 2,400	
	平等割	1 世帯	5,800	5,800	1 世帯	5,100	5,100	△ 700	
	軽減額			△ 5,520			△ 4,900	620	
	税額 計 (介護分)			65,800	税額 計 (介護分)			56,800	△ 9,000
税額 合計 (基礎分+支援分+介護分)				374,700	税額 合計			374,200	△ 500

国民健康保険税額試算表 ③

4人世帯(夫婦40歳～64歳までと40歳未満の子供2人)で、夫の給与収入2,000,000円(所得1,320,000円)の場合【5割軽減】									
区分		令和6年度			令和7年度			比較	
		課税標準	税率	税額	課税標準	税率	税額	税額	
基礎分	所得割	890,000	7.49%	66,661	890,000	8.06%	71,734	5,073	
	均等割	4 人	26,700	106,800	4 人	29,000	116,000	9,200	
	平等割	1 世帯	19,700	19,700	1 世帯	21,200	21,200	1,500	
	軽減額			△ 63,250			△ 68,600	△ 5,350	
	税額 計 (基礎分)			129,900	税額 計 (基礎分)			140,300	10,400
支援分	所得割	890,000	3.03%	26,967	890,000	2.67%	23,763	△ 3,204	
	均等割	4 人	10,700	42,800	4 人	9,800	39,200	△ 3,600	
	平等割	1 世帯	7,900	7,900	1 世帯	7,200	7,200	△ 700	
	軽減額			△ 25,350			△ 23,200	2,150	
	税額 計 (支援分)			52,300	税額 計 (支援分)			46,900	△ 5,400
税額 小計 (基礎分+支援分)				182,200	税額 小計			187,200	5,000
介護分	所得割	890,000	2.75%	24,475	890,000	2.34%	20,826	△ 3,649	
	均等割	2 人	10,900	21,800	2 人	9,700	19,400	△ 2,400	
	平等割	1 世帯	5,800	5,800	1 世帯	5,100	5,100	△ 700	
	軽減額			△ 13,800			△ 12,250	1,550	
	税額 計 (介護分)			38,200	税額 計 (介護分)			33,000	△ 5,200
税額 合計 (基礎分+支援分+介護分)				220,400	税額 合計			220,200	△ 200

国民健康保険税額試算表④

2人世帯(夫婦40歳から64歳まで)で、所得0円の場合【7割軽減】									
区分		令和6年度			令和7年度			比較	
		課税標準	税率	税額	課税標準	税率	税額	税額	
基礎分	所得割	0	7.49%	0	0	8.06%	0	0	
	均等割	2 人	26,700	53,400	2 人	29,000	58,000	4,600	
	平等割	1 世帯	19,700	19,700	1 世帯	21,200	21,200	1,500	
	軽減額			△ 51,170			△ 55,440	△ 4,270	
	税額 計 (基礎分)			21,900	税額 計 (基礎分)			23,700	1,800
支援分	所得割	0	3.03%	0	0	2.67%	0	0	
	均等割	2 人	10,700	21,400	2 人	9,800	19,600	△ 1,800	
	平等割	1 世帯	7,900	7,900	1 世帯	7,200	7,200	△ 700	
	軽減額			△ 20,510			△ 18,760	1,750	
	税額 計 (支援分)			8,700	税額 計 (支援分)			8,000	△ 700
税額 小計 (基礎分+支援分)				30,600	税額 小計			31,700	1,100
介護分	所得割	0	2.75%	0	0	2.34%	0	0	
	均等割	2 人	10,900	21,800	2 人	9,700	19,400	△ 2,400	
	平等割	1 世帯	5,800	5,800	1 世帯	5,100	5,100	△ 700	
	軽減額			△ 19,320			△ 17,150	2,170	
	税額 計 (介護分)			8,200	税額 計 (介護分)			7,300	△ 900
税額 合計 (基礎分+支援分+介護分)				38,800	税額 合計			39,000	200

国 民 健 康 保 険 税 額 試 算 表 ⑤

2人世帯(夫婦40歳から64歳まで)で、夫の事業所得1, 100, 000円の場合【2割軽減】									
区分		令和6年度			令和7年度			比較	
		課税標準	税率	税額	課税標準	税率	税額	税額	
基礎分	所得割	670,000	7.49%	50,183	670,000	8.06%	54,002	3,819	
	均等割	2 人	26,700	53,400	2 人	29,000	58,000	4,600	
	平等割	1 世帯	19,700	19,700	1 世帯	21,200	21,200	1,500	
	軽減額			△ 14,620			△ 15,840	△ 1,220	
	税額 計 (基礎分)			108,600	税額 計 (基礎分)			117,300	8,700
支援分	所得割	670,000	3.03%	20,301	670,000	2.67%	17,889	△ 2,412	
	均等割	2 人	10,700	21,400	2 人	9,800	19,600	△ 1,800	
	平等割	1 世帯	7,900	7,900	1 世帯	7,200	7,200	△ 700	
	軽減額			△ 5,860			△ 5,360	500	
	税額 計 (支援分)			43,700	税額 計 (支援分)			39,300	△ 4,400
税額 小計 (基礎分+支援分)				152,300	税額 小計			156,600	4,300
介護分	所得割	670,000	2.75%	18,425	670,000	2.34%	15,678	△ 2,747	
	均等割	2 人	10,900	21,800	2 人	9,700	19,400	△ 2,400	
	平等割	1 世帯	5,800	5,800	1 世帯	5,100	5,100	△ 700	
	軽減額			△ 5,520			△ 4,900	620	
	税額 計 (介護分)			40,500	税額 計 (介護分)			35,200	△ 5,300
税額 合計 (基礎分+支援分+介護分)				192,800	税額 合計			191,800	△ 1,000

国民健康保険税額試算表 ⑥

2人世帯(65歳以上の夫と40歳以上65歳未満の妻)で、夫の事業所得1, 320, 000円の場合【2割軽減】									
区分		令和6年度			令和7年度			比較	
		課税標準	税率	税額	課税標準	税率	税額	税額	
基礎分	所得割	890,000	7.49%	66,661	890,000	8.06%	71,734	5,073	
	均等割	2 人	26,700	53,400	2 人	29,000	58,000	4,600	
	平等割	1 世帯	19,700	19,700	1 世帯	21,200	21,200	1,500	
	軽減額			△ 14,620			△ 15,840	△ 1,220	
	税額 計 (基礎分)			125,100	税額 計 (基礎分)			135,000	9,900
支援分	所得割	890,000	3.03%	26,967	890,000	2.67%	23,763	△ 3,204	
	均等割	2 人	10,700	21,400	2 人	9,800	19,600	△ 1,800	
	平等割	1 世帯	7,900	7,900	1 世帯	7,200	7,200	△ 700	
	軽減額			△ 5,860			△ 5,360	500	
	税額 計 (支援分)			50,400	税額 計 (支援分)			45,200	△ 5,200
税額 小計 (基礎分+支援分)				175,500	税額 小計			180,200	4,700
介護分	所得割	0	2.75%	0	0	2.34%	0	0	
	均等割	1 人	10,900	10,900	1 人	9,700	9,700	△ 1,200	
	平等割	1 世帯	5,800	5,800	1 世帯	5,100	5,100	△ 700	
	軽減額			△ 3,340			△ 2,960	380	
	税額 計 (介護分)			13,300	税額 計 (介護分)			11,800	△ 1,500
税額 合計 (基礎分+支援分+介護分)				188,800	税額 合計			192,000	3,200

国 民 健 康 保 険 税 額 試 算 表 ⑦

2人世帯(65歳以上の夫と40歳以上65歳未満の妻)で、夫の事業所得2,020,000円の場合【軽減無し】									
区分		令和6年度			令和7年度			比較	
		課税標準	税率	税額	課税標準	税率	税額	税額	
基礎分	所得割	1,590,000	7.49%	119,091	1,590,000	8.06%	128,154	9,063	
	均等割	2 人	26,700	53,400	2 人	29,000	58,000	4,600	
	平等割	1 世帯	19,700	19,700	1 世帯	21,200	21,200	1,500	
	軽減額			0			0	0	
	税額 計 (基礎分)			192,100	税額 計 (基礎分)			207,300	15,200
支援分	所得割	1,590,000	3.03%	48,177	1,590,000	2.67%	42,453	△ 5,724	
	均等割	2 人	10,700	21,400	2 人	9,800	19,600	△ 1,800	
	平等割	1 世帯	7,900	7,900	1 世帯	7,200	7,200	△ 700	
	軽減額			0			0	0	
	税額 計 (支援分)			77,400	税額 計 (支援分)			69,200	△ 8,200
税額 小計 (基礎分+支援分)				269,500	税額 小計			276,500	7,000
介護分	所得割	0	2.75%	0	0	2.34%	0	0	
	均等割	1 人	10,900	10,900	1 人	9,700	9,700	△ 1,200	
	平等割	1 世帯	5,800	5,800	1 世帯	5,100	5,100	△ 700	
	軽減額			0			0	0	
	税額 計 (介護分)			16,700	税額 計 (介護分)			14,800	△ 1,900
税額 合計 (基礎分+支援分+介護分)				286,200	税額 合計			291,300	5,100

(令和7年第1回定例会6月会議)

【議案第70号 参考資料】

かつらぎ町国民健康保険条例新旧対照表

改正後	改正前
○かつらぎ町国民健康保険条例(平成9年かつらぎ町条例第33号) (省 略) (国民健康保険の被保険者に係る所得割額) 第3条 前条第2項の所得割額は、賦課期日の属する年の前年の所得に係る地方税法(昭和25年法律第226号。以下「法」という。)第314条の2第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合計額から同条第2項の規定による控除をした後の総所得金額及び山林所得金額の合計額(以下「基礎控除後の総所得金額等」という。)に <u>100分の8.06</u> を乗じて算定する。 2 (略) (省 略) (国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額) 第5条 第2条第2項の被保険者均等割額は、被保険者1人について <u>29,000円</u> とする。 (国民健康保険の被保険者に係る世帯別平等割額) 第5条の2 (略) (1) 特定世帯(特定同一世帯所属者(国民健康保険法第6条第8号の規	○かつらぎ町国民健康保険条例(平成9年かつらぎ町条例第33号) (省 略) (国民健康保険の被保険者に係る所得割額) 第3条 前条第2項の所得割額は、賦課期日の属する年の前年の所得に係る地方税法(昭和25年法律第226号。以下「法」という。)第314条の2第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合計額から同条第2項の規定による控除をした後の総所得金額及び山林所得金額の合計額(以下「基礎控除後の総所得金額等」という。)に <u>100分の7.49</u> を乗じて算定する。 2 (略) (省 略) (国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額) 第5条 第2条第2項の被保険者均等割額は、被保険者1人について <u>26,700円</u> とする。 (国民健康保険の被保険者に係る世帯別平等割額) 第5条の2 (略) (1) 特定世帯(特定同一世帯所属者(国民健康保険法第6条第8号の規

改正後	改正前
定により被保険者の資格を喪失した者であって、当該資格を喪失した日の前日以後継続して同一の世帯に属するものをいう。以下同じ。)と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であって同日の属する月(以下この号において「特定月」という。)以後5年を経過する月までの間にあるもの(当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。)をいう。次号、第7条の3及び第23条において同じ。)及び特定継続世帯(特定同一世帯所屬者と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であって特定月以後5年を経過する月の翌月から特定月以後8年を経過する月までの間にあるもの(当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。)をいう。第3号、第7条の3及び第23条において同じ。)以外の世帯 <u>21,200円</u> (2) 特定世帯 <u>10,600円</u> (3) 特定継続世帯 <u>15,900円</u> (省 略) (国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の所得割額) 第6条 第2条第3項の所得割額は、賦課期日の属する年の前年の所得に係る基礎控除後の総所得金額等に100分の2.67を乗じて算定する。 (国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額)	定により被保険者の資格を喪失した者であって、当該資格を喪失した日の前日以後継続して同一の世帯に属するものをいう。以下同じ。)と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であって同日の属する月(以下この号において「特定月」という。)以後5年を経過する月までの間にあるもの(当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。)をいう。次号、第7条の3及び第23条において同じ。)及び特定継続世帯(特定同一世帯所屬者と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であって特定月以後5年を経過する月の翌月から特定月以後8年を経過する月までの間にあるもの(当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。)をいう。第3号、第7条の3及び第23条において同じ。)以外の世帯 <u>19,700円</u> (2) 特定世帯 <u>9,850円</u> (3) 特定継続世帯 <u>14,775円</u> (省 略) (国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の所得割額) 第6条 第2条第3項の所得割額は、賦課期日の属する年の前年の所得に係る基礎控除後の総所得金額等に100分の3.03を乗じて算定する。 (省 略) (国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額)

改正後	改正前
第7条の2 第2条第3項の被保険者均等割額は、被保険者1人について<u>9,800円</u>とする。 (国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額) 第7条の3 第2条第3項の世帯別平等割額は、次の各号に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。 (1) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 <u>7,200円</u> (2) 特定世帯 <u>3,600円</u> (3) 特定継続世帯 <u>5,400円</u> (介護納付金課税被保険者に係る所得割額) 第8条 第2条第4項の所得割額は、介護納付金課税被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等に<u>100分の2.34</u>を乗じて算定する。 (省 略) (介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額) 第9条の2 第2条第4項の被保険者均等割額は、介護納付金課税被保険者1人について<u>9,700円</u>とする。 (介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額) 第9条の3 第2条第4項の世帯別平等割額は、1世帯について<u>5,100円</u>とする。 (国民健康保険税の減額)	第7条の2 第2条第3項の被保険者均等割額は、被保険者1人について<u>10,700円</u>とする。 (国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額) 第7条の3 第2条第3項の世帯別平等割額は、次の各号に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。 (1) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 <u>7,900円</u> (2) 特定世帯 <u>3,950円</u> (3) 特定継続世帯 <u>5,925円</u> (介護納付金課税被保険者に係る所得割額) 第8条 第2条第4項の所得割額は、介護納付金課税被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等に<u>100分の2.75</u>を乗じて算定する。 (省 略) (介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額) 第9条の2 第2条第4項の被保険者均等割額は、介護納付金課税被保険者1人について<u>10,900円</u>とする。 (介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額) 第9条の3 第2条第4項の世帯別平等割額は、1世帯について<u>5,800円</u>とする。 (国民健康保険税の減額)

改正後	改正前
第23条 (略) (1) (略) ア 国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について <u>20,300円</u> イ 国民健康保険の被保険者に係る世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額 ① 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 <u>14,840円</u> ② 特定世帯 <u>7,420円</u> ③ 特定継続世帯 <u>11,130円</u> ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について<u>6,860円</u> エ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額 ① 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 <u>5,040円</u> ② 特定世帯 <u>2,520円</u> ③ 特定継続世帯 <u>3,780円</u> オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について <u>6,790円</u> カ 介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額 1世帯について <u>3,570円</u>	第23条 (略) (1) (略) ア 国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について <u>18,690円</u> イ 国民健康保険の被保険者に係る世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額 ① 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 <u>13,790円</u> ② 特定世帯 <u>6,895円</u> ③ 特定継続世帯 <u>10,343円</u> ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について<u>7,490円</u> エ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額 ① 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 <u>5,530円</u> ② 特定世帯 <u>2,765円</u> ③ 特定継続世帯 <u>4,148円</u> オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について <u>7,630円</u> カ 介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額 1世帯について <u>4,060円</u>

改正後	改正前
(2) (略) ア 国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について <u>14,500円</u> イ 国民健康保険の被保険者に係る世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額 ① 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 <u>10,600円</u> ② 特定世帯 <u>5,300円</u> ③ 特定継続世帯 <u>7,950円</u> ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について <u>4,900円</u> エ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額 ① 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 <u>3,600円</u> ② 特定世帯 <u>1,800円</u> ③ 特定継続世帯 <u>2,700円</u> オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について <u>4,850円</u> カ 介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額 1世帯について <u>2,550円</u> (3) (略)	(2) (略) ア 国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について <u>13,350円</u> イ 国民健康保険の被保険者に係る世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額 ① 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 <u>9,850円</u> ② 特定世帯 <u>4,925円</u> ③ 特定継続世帯 <u>7,388円</u> ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について <u>5,350円</u> エ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額 ① 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 <u>3,950円</u> ② 特定世帯 <u>1,975円</u> ③ 特定継続世帯 <u>2,963円</u> オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について <u>5,450円</u> カ 介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額 1世帯について <u>2,900円</u> (3) (略)

改正後	改正前
ア 国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について <u>5,800円</u> イ 国民健康保険の被保険者に係る世帯別平等割額 次に掲げる 世帯の区分に応じ、それぞれに定める額 ① 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 <u>4,240円</u> ② 特定世帯 <u>2,120円</u> ③ 特定継続世帯 <u>3,180円</u> ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の 被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除 く。) 1人について <u>1,960円</u> エ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の 世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定め る額 ① 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 <u>1,440円</u> ② 特定世帯 <u>720円</u> ③ 特定継続世帯 <u>1,080円</u> オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除 く。) 1人について <u>1,940円</u> カ 介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額 1世帯について <u>1,020円</u> 2 (略) (1) (略)	ア 国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について <u>5,340円</u> イ 国民健康保険の被保険者に係る世帯別平等割額 次に掲げる 世帯の区分に応じ、それぞれに定める額 ① 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 <u>3,940円</u> ② 特定世帯 <u>1,970円</u> ③ 特定継続世帯 <u>2,955円</u> ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の 被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除 く。) 1人について <u>2,140円</u> エ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の 世帯別平等割額次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定め る額 ① 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 <u>1,580円</u> ② 特定世帯 <u>790円</u> ③ 特定継続世帯 <u>1,185円</u> オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除 く。) 1人について <u>2,180円</u> カ 介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額 1世帯について <u>1,160円</u> 2 (略) (1) (略)

改正後	改正前
ア 前項第1号アに規定する金額を減額した世帯 <u>4,350円</u> イ 前項第2号アに規定する金額を減額した世帯 <u>7,250円</u> ウ 前項第3号アに規定する金額を減額した世帯 <u>11,600円</u> エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 <u>14,500円</u> (2) (略) ア 前項第1号ウに規定する金額を減額した世帯 <u>1,470円</u> イ 前項第2号ウに規定する金額を減額した世帯 <u>2,450円</u> ウ 前項第3号ウに規定する金額を減額した世帯 <u>3,920円</u> エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 <u>4,900円</u> (省 略)	ア 前項第1号アに規定する金額を減額した世帯 <u>4,005円</u> イ 前項第2号アに規定する金額を減額した世帯 <u>6,675円</u> ウ 前項第3号アに規定する金額を減額した世帯 <u>10,680円</u> エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 <u>13,350円</u> (2) (略) ア 前項第1号ウに規定する金額を減額した世帯 <u>1,605円</u> イ 前項第2号ウに規定する金額を減額した世帯 <u>2,675円</u> ウ 前項第3号ウに規定する金額を減額した世帯 <u>4,280円</u> エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 <u>5,350円</u> (省 略)

議案参考資料

(令和7年第1回定例会6月会議)

担当課(室)係

管財課 建築住宅係

1. 議案名

議案第71号 かつらぎ町定住促進住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例制定について

2. 背景・経過

かつらぎ町定住促進住宅については、かつらぎ町に居住し、又は居住しようとする者で、住宅に困窮している者に対して住宅を賃貸することにより、定住の促進と地域の活性化を図ることを目的として、平成23年度から管理を行っております。

今回の改正は、定住促進住宅の入居者数が減少傾向にあることから入居を促進するため、入居者資格の見直しを行おうとするものです。

3. 趣旨・目的

入居者資格について、年齢制限を廃止することにより多様な世代構成とそのニーズに対応するため、所要の改正を行おうとするものです。

4. 概要

(1) 入居者資格の年齢要件の見直し

入居者資格の要件のうち、1号館は「年齢が満40歳以下」、2号館は「満40歳以下又は満65歳以上」と規定されている年齢制限を廃止することにより、幅広い年齢層の方が入居できるようにします。

(2) 入居者選考順位の年齢要件の見直し

入居申込時に「満15歳以下の扶養親族を有する者」と規定されているものを「18歳未満の扶養親族を有する者」に引き上げます。

(施行期日：公布の日)

(令和7年第1回定例会6月会議)

【議案第71号 参考資料】

かつらぎ町定住促進住宅の設置及び管理に関する条例新旧対照表

改 正 後	改 正 前
○かつらぎ町定住促進住宅の設置及び管理に関する条例 (平成22年かつらぎ町条例第21号) (省 略) (入居者の資格) 第7条 (略) (1) (略) (2) 同居親族(婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。)を有する者又は婚姻予約者である者 (3)～(5) (略) 2 別表第2に掲げる区分のうち2号館に入居できる者は、前項第2号中「同居親族」とあるのは「<u>単身者、同居親族</u>」と読み替えるものとする。 (省 略)	○かつらぎ町定住促進住宅の設置及び管理に関する条例 (平成22年かつらぎ町条例第21号) (省 略) (入居者の資格) 第7条 (略) (1) (略) (2) 入居申込時における年齢が満40歳以下で同居親族(婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。)を有する者又は婚姻予約者である者 (3)～(5) (略) 2 別表第2に掲げる区分のうち2号館に入居できる者は、前項第2号中「満40歳以下で同居親族(婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。)<u>を有する者又は婚姻予約者である者</u>」とあるのは「<u>満40歳以下の者又は満65歳以上の者</u>」と読み替えるものとする。 (省 略)

改正後	改正前
(入居者の選考) 第9条 (略) (1) (略) ア (略) イ 第二位順位 入居申込時に<u>18歳未満</u>の扶養親族を有する者 2 (略) (省 略)	(入居者の選考) 第9条 (略) (1) (略) ア (略) イ 第二位順位 入居申込時に<u>満15歳以下</u>の扶養親族を有する者 2 (略) (省 略)

議案参考資料

(令和7年第1回定例会6月会議)

担当課(室)係

上下水道課 総務係

1. 議案名

議案第72号 かつらぎ町水道事業給水条例の一部を改正する条例制定について

2. 背景・経過

令和6年1月に発生した能登半島地震では、工事を行うことができる指定給水装置工事事業者が不足し、これによって給水装置（以下、「宅内配管等」という。）の復旧が遅れることとなりました。

これを踏まえて、被災地での宅内配管等の工事が円滑に実施されるよう、令和7年4月22日付けで、国土交通省から通知がありました。

3. 趣旨・目的

災害その他非常の場合において、本町の指定給水装置工事事業者が不足すると判断されるときは、他の水道事業者や他の水道事業者の指定を受けた指定給水装置工事事業者による宅内配管等の工事を行うことができるよう、所要の改正を行おうとするものです。

4. 概要

災害その他非常の場合において、本町の指定給水装置工事事業者以外でも宅内配管等の工事ができるよう改めます。

(施行期日：公布の日)

(令和7年第1回定例会6月会議)

【議案第72号 参考資料】

かつらぎ町水道事業給水条例新旧対照表

改正後	改正前
○かつらぎ町水道事業給水条例(平成10年かつらぎ町条例第2号)	○かつらぎ町水道事業給水条例(平成10年かつらぎ町条例第2号)
(省) 略	(省) 略
(工事の施工)	(工事の施工)
第9条 給水装置工事は、管理者又は管理者が法第16条の2第1項の指定をした者(以下「指定給水装置工事事業者」という。)が施工する。ただし、災害その他非常の場合(以下「災害等」という。)において、管理者が他の水道事業者又は他の水道事業者が同項の指定をした者が給水装置工事を施工する必要があると認めるときは、この限りでない。	第9条 給水装置工事は、管理者又は管理者が法第16条の2第1項の指定をした者(以下「指定給水装置工事事業者」という。)が施工する。
2 (略)	2 (略)
3 (略)	3 (略)
(省) 略	(省) 略
(給水の原則)	(給水の原則)
第16条 給水は、災害等、水道施設の損傷、公益上その他やむを得ない事情及び法令又は、この条例の規定による場合のほか、制限又は停止することはしない。	第16条 給水は、非常災害、水道施設の損傷、公益上その他やむを得ない事情及び法令又は、この条例の規定による場合のほか、制限又は停止することはしない。

改正後	改正前
2～3 (略) (省 略)	2～3 (略) (省 略)

議案参考資料

(令和7年第1回定例会6月会議)

担当課(室)係

上下水道課 総務係

1. 議案名

議案第73号 かつらぎ町下水道条例の一部を改正する条例制定について

2. 背景・経過

令和6年1月に発生した能登半島地震では、多くの家屋で排水設備等が破損したことや、指定工事店自身も被災したことにより、工事を行うことができる指定工事店が不足し、これによって、排水設備等の復旧が遅れることとなりました。

これを踏まえて、被災地での排水設備等の工事が円滑に実施されるよう、令和7年4月22日付けで国土交通省から通知がありました。

3. 趣旨・目的

災害その他の非常の場合において、管理者が他の公共下水道事業者の指定を受けた指定工事店に工事を行わせる必要があると認めるときは、他の公共下水道事業者の指定を受けた指定工事店であっても、排水設備等の工事を行うことができるよう、所要の改正を行おうとするものです。

4. 概要

災害その他の非常の場合において、本町の指定工事店以外の工事店でも排水設備等の工事ができるよう改めます。

(施行期日：公布の日)

(令和7年第1回定例会6月会議)

【議案第73号 参考資料】

かつらぎ町下水道条例新旧対照表

改正後	改正前
○かつらぎ町下水道条例(平成12年かつらぎ町条例第27号) (省 略) (排水設備等の工事の実施) 第6条 排水設備等の新設等の工事は、次の各号に掲げる工事を除き、管理者の指定する者(以下「指定工事店」という。)でなければ行わない。 (1) 町が工事を行うとき (2) 当該排水設備等の形状等を勘案し、指定工事店以外の者が行うことが適当なものであるとして規程で定める工事 (3) 災害その他非常の場合において、管理者が他の公共下水道事業者の指定を受けた者に工事を行わせる必要があると認めるときに、他の公共下水道事業者の指定を受けた者が行う工事 2 前項に規定する指定工事店の指定等に関し必要な事項は、かつらぎ町下水道排水設備指定工事店条例(平成16年かつらぎ町条例第27号)の定めるところによる。 (省 略)	○かつらぎ町下水道条例(平成12年かつらぎ町条例第27号) (省 略) (排水設備等の工事の実施) 第6条 排水設備等の新設等の工事は、管理者の指定する業者(以下「排水設備指定工事店」という。)でなければ行わない。ただし、町が工事を行うとき又は管理者が排水設備指定工事店以外の者に工事を行わせることが適当と認めたときは、この限りでない。 2 前項に規定する下水道排水設備指定工事店の指定等に関し必要な事項は、かつらぎ町下水道排水設備指定工事店条例(平成16年かつらぎ町条例第27号)の定めるところによる。 (省 略)

議案参考資料

令和7年第1回定例会（6月会議）

担当課（室）係

建設課 管理係

1. 議案名

議案第74号 町道の認定について（妙寺80号線）

2. 背景・経過

当該道路は、地元住民の生活道路として利用されており、町道認定の要望がありました。幅員が4メートル以上あり、路面は舗装され、かつ、路面排水施設が完備されている為、町道の認定をします。

3. 趣旨・目的

かつらぎ町道路線認定の基準等に関する要綱第2条第1項第5号の基準に該当します。

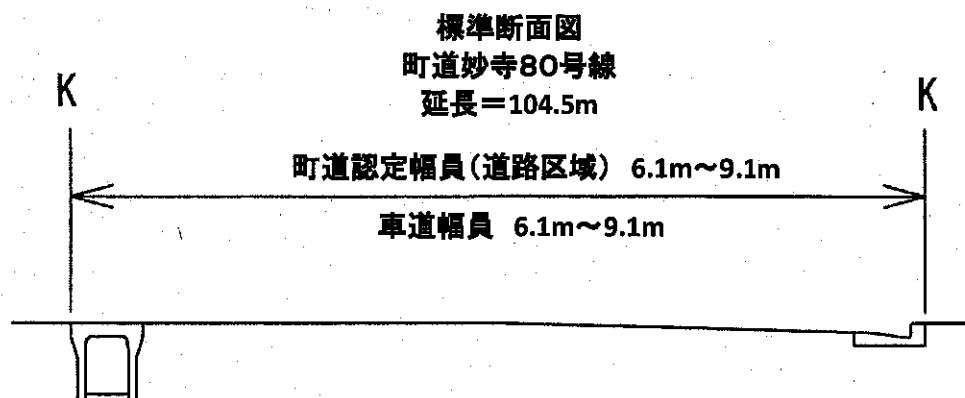
かつらぎ町道路線認定の基準等に関する要綱

第2条 町道として認定する道路は、法令その他特別の定めのあるものを除き、公共性が高いと認める路線で、次の各号のいずれかに該当するものとする。

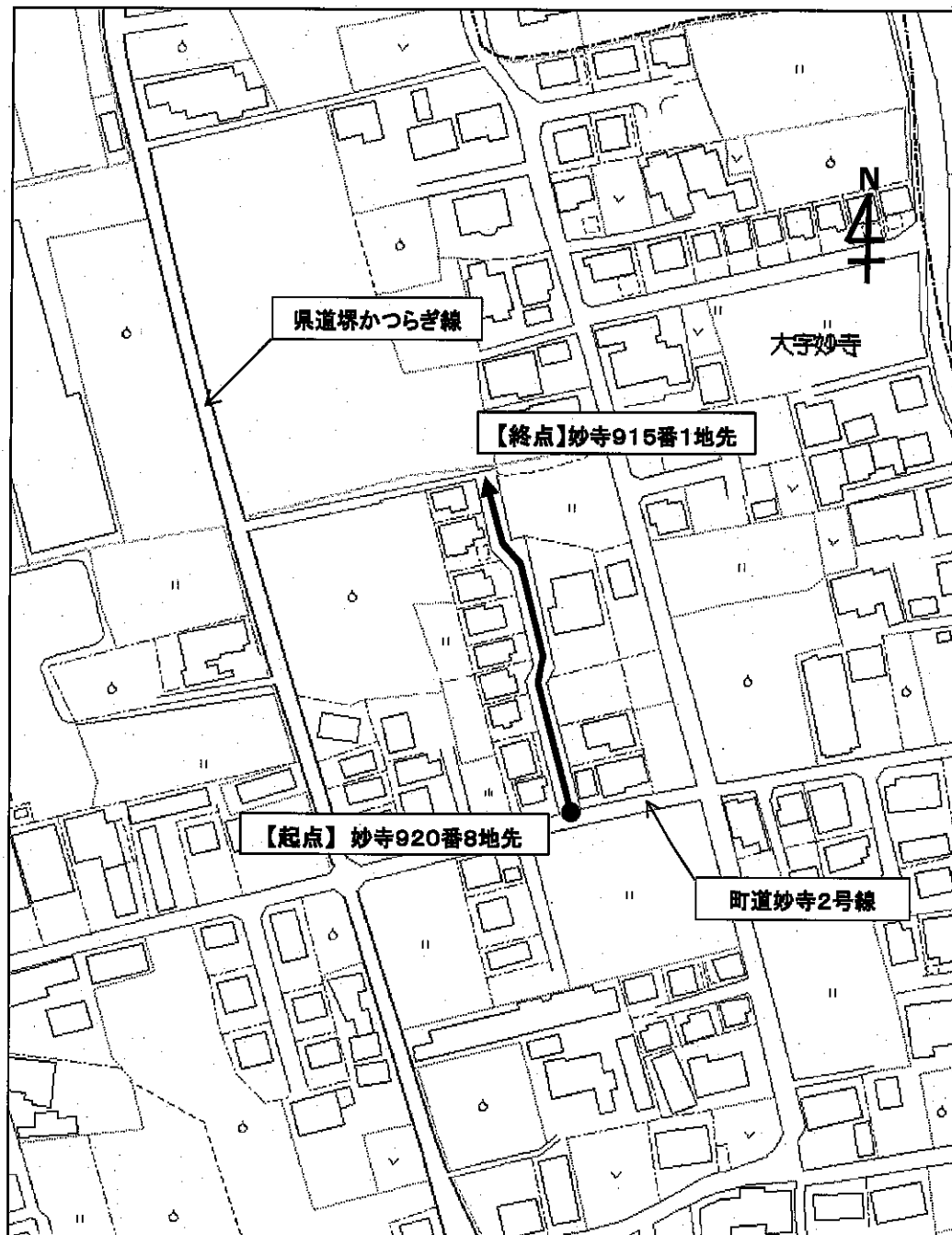
(5) 都市計画法（昭和43年法律第100号）及び、土地区画整理法（昭和29年法律第119号）により新設又は新設しようとする道路並びに建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定に基づき知事が指定した道路で、かつらぎ町開発指導要綱（平成元年要綱制定）に基づき施工され、町道として引継協議等が行われている道路

4. 概要

別紙「町道認定路線位置図」のとおり、町道の認定を行います。



町道認定路線位置図



令和7年第1回定例会(6月会議)
【議案第74号 参考資料】

路線番号	路線名
1380	妙寺80号線

議案参考資料

令和7年第1回定例会（6月会議）

担当課（室）係

建設課 管理係

1. 議案名

議案第75号 町道の認定について（妙寺81号線）

2. 背景・経過

当該道路は、地元住民の生活道路として利用されており、町道認定の要望がありました。幅員が4メートル以上あり、路面は舗装され、かつ、路面排水施設が完備されている為、町道の認定をします。

3. 趣旨・目的

かつらぎ町道路線認定の基準等に関する要綱第2条第1項第5号の基準に該当します。

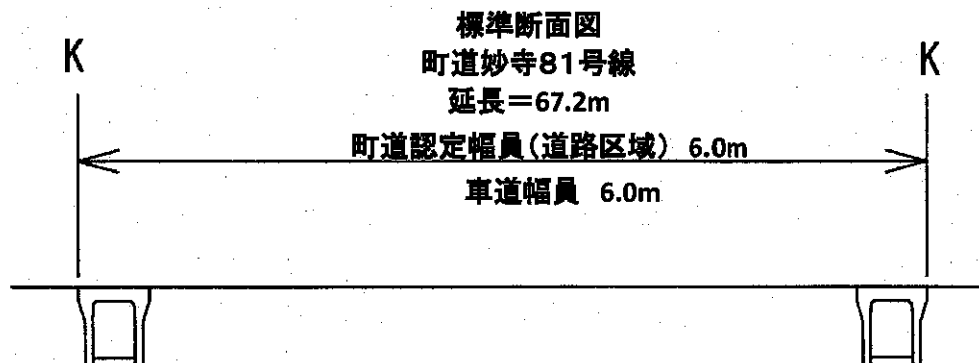
かつらぎ町道路線認定の基準等に関する要綱

第2条 町道として認定する道路は、法令その他特別の定めのあるものを除き、公共性が高いと認める路線で、次の各号のいずれかに該当するものとする。

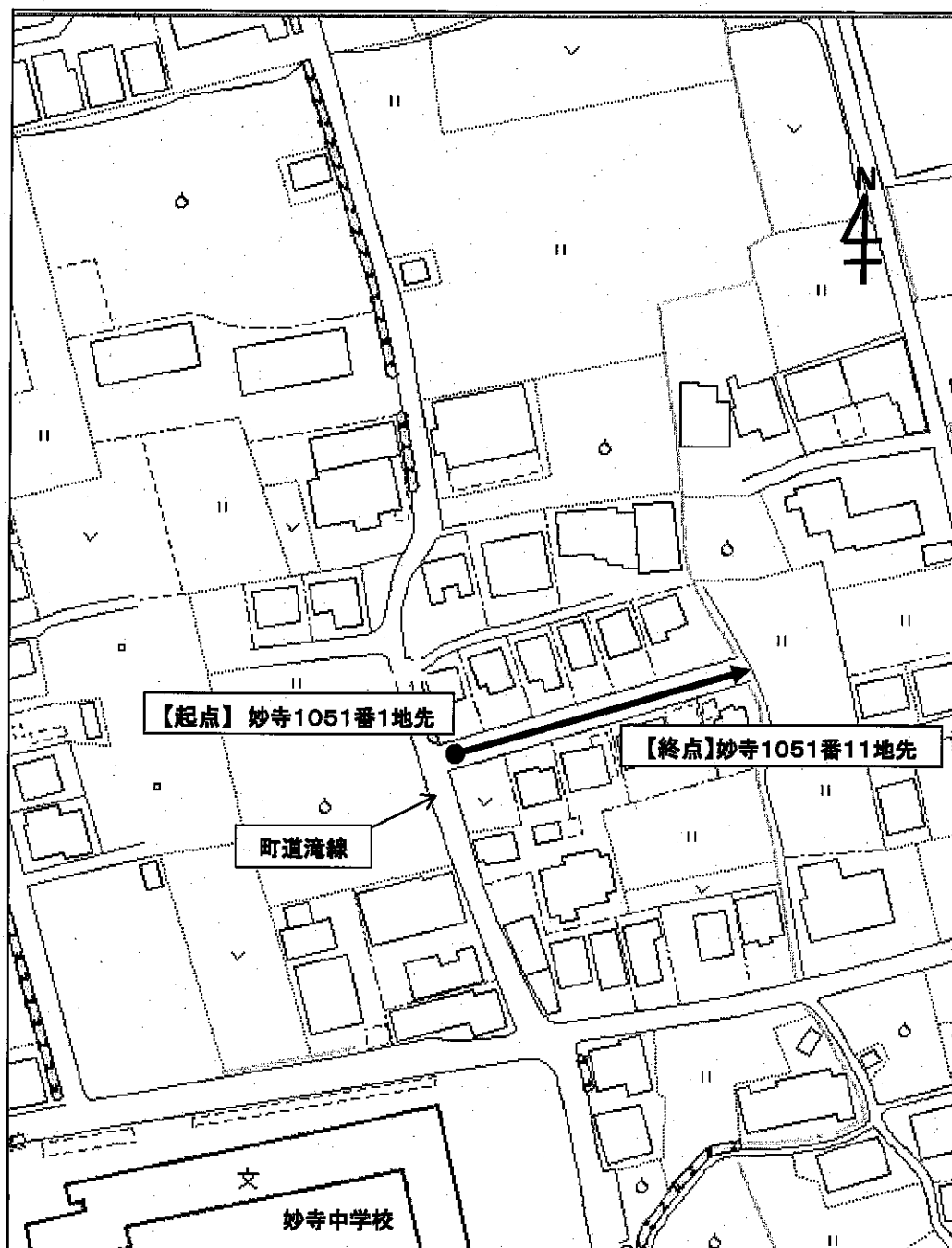
- (5) 都市計画法（昭和43年法律第100号）及び、土地区画整理法（昭和29年法律第119号）により新設又は新設しようとする道路並びに建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定に基づき知事が指定した道路で、かつらぎ町開発指導要綱（平成元年要綱制定）に基づき施工され、町道として引継協議等が行われている道路

4. 概要

別紙「町道認定路線位置図」のとおり、町道の認定を行います。



町道認定路線位置図



令和7年第1回定例会(6月会議)
【議案第75号 参考資料】

路線番号	路線名
1381	妙寺81号線

議案参考資料

令和7年第1回定例会（6月会議）

担当課（室）係

建設課 管理係

1. 議案名

議案第76号 町道の認定について（丁ノ町112号線）

2. 背景・経過

当該道路は、地元住民の生活道路として利用されており、町道認定の要望がありました。幅員が4メートル以上あり、路面は舗装され、かつ、路面排水施設が完備されている為、町道の認定をします。

3. 趣旨・目的

かつらぎ町道路線認定の基準等に関する要綱第2条第1項第5号の基準に該当します。

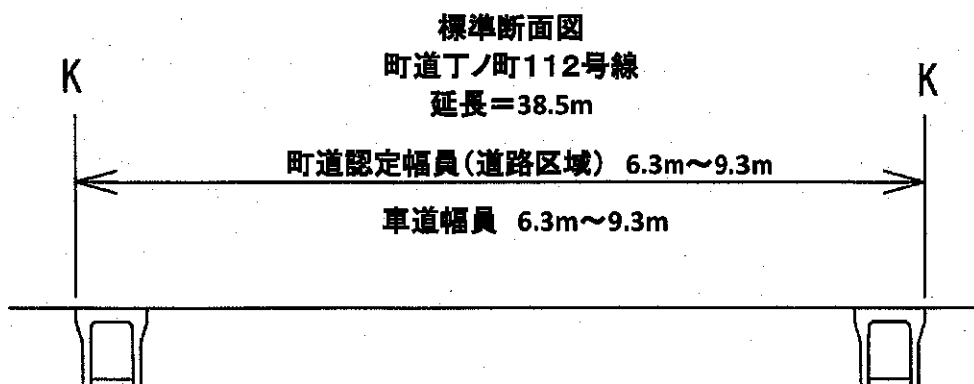
かつらぎ町道路線認定の基準等に関する要綱

第2条 町道として認定する道路は、法令その他特別の定めのあるものを除き、公共性が高いと認める路線で、次の各号のいずれかに該当するものとする。

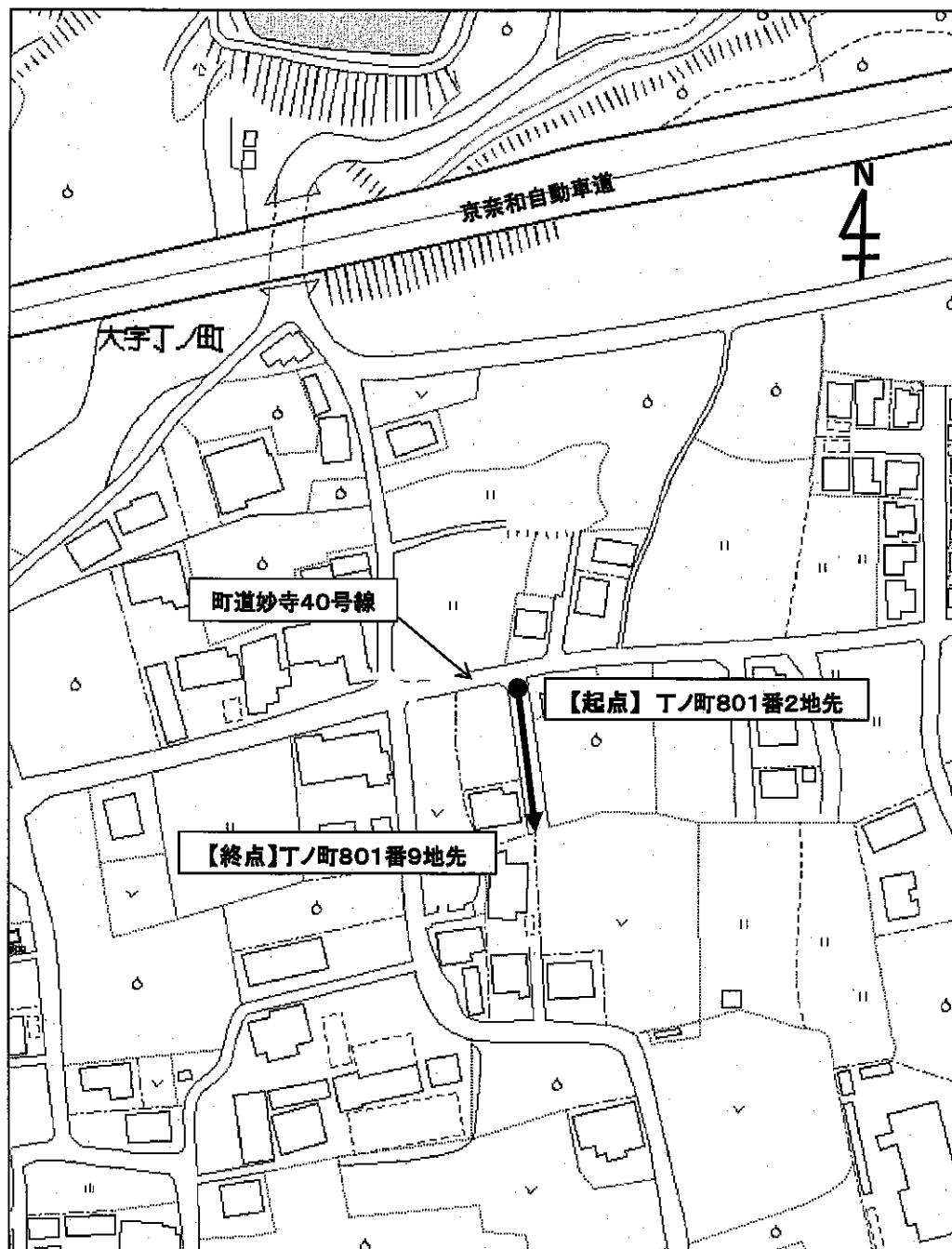
(5) 都市計画法（昭和43年法律第100号）及び、土地区画整理法（昭和29年法律第119号）により新設又は新設しようとする道路並びに建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定に基づき知事が指定した道路で、かつらぎ町開発指導要綱（平成元年要綱制定）に基づき施工され、町道として引継協議等が行われている道路

4. 概要

別紙「町道認定路線位置図」のとおり、町道の認定を行います。



町道認定路線位置図



令和7年第1回定例会(6月会議)
【議案第76号 参考資料】

路線番号	路線名
1112	丁ノ町112号線

議案参考資料

令和7年第1回定例会（6月会議）

担当課（室）係

建設課 管理係

1. 議案名

議案第77号 町道の認定について（笠田東80号線）

2. 背景・経過

当該道路は、地元住民の生活道路として利用されており、町道認定の要望がありました。幅員が4メートル以上あり、路面は舗装され、かつ、路面排水施設が完備されている為、町道の認定をします。

3. 趣旨・目的

かつらぎ町道路線認定の基準等に関する要綱第2条第1項第5号の基準に該当します。

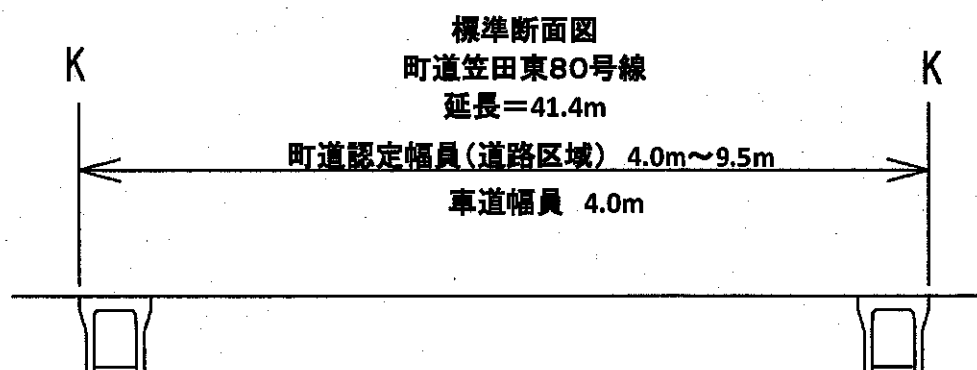
かつらぎ町道路線認定の基準等に関する要綱

第2条 町道として認定する道路は、法令その他特別の定めのあるものを除き、公共性が高いと認める路線で、次の各号のいずれかに該当するものとする。

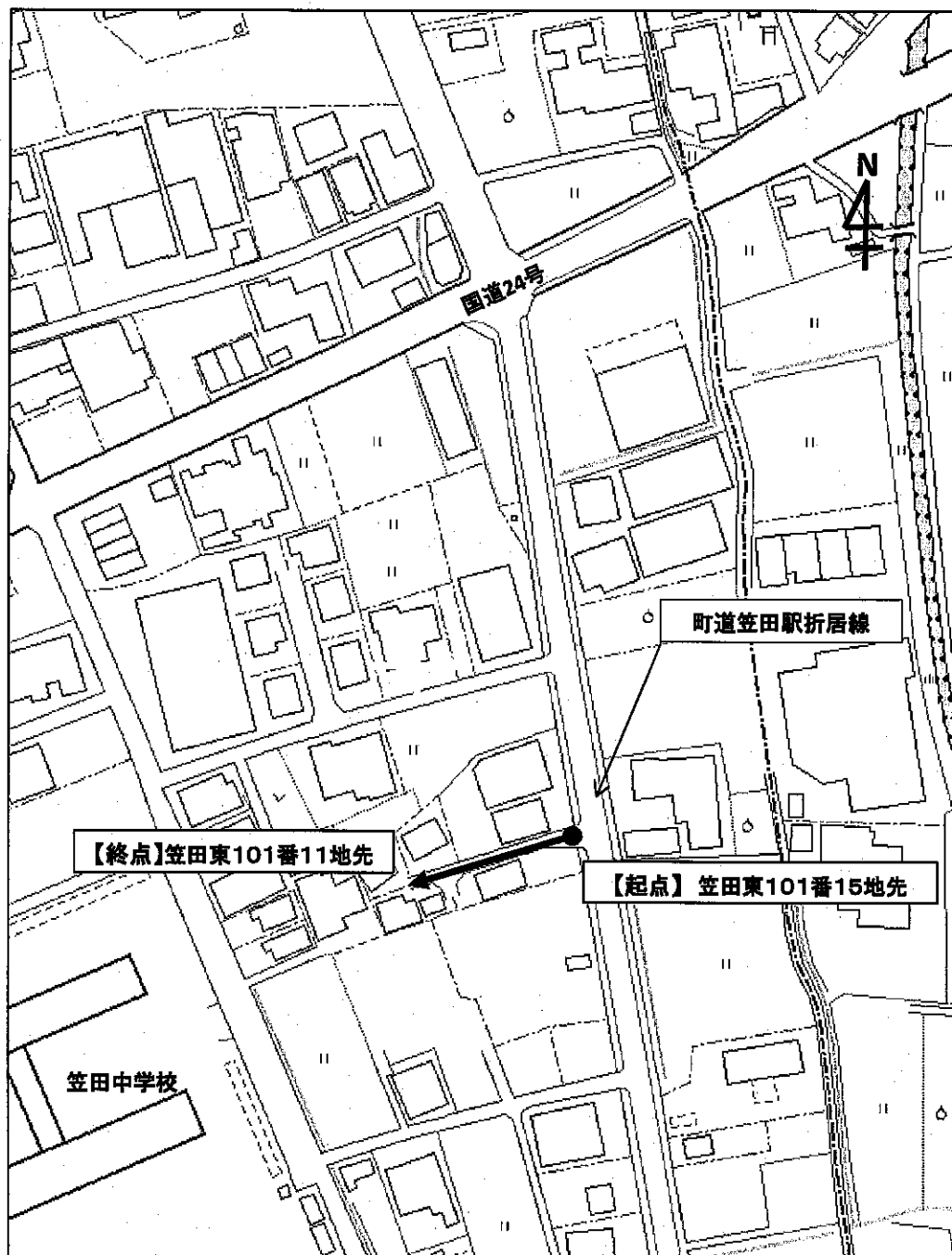
(5) 都市計画法（昭和43年法律第100号）及び、土地区画整理法（昭和29年法律第119号）により新設又は新設しようとする道路並びに建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定に基づき知事が指定した道路で、かつらぎ町開発指導要綱（平成元年要綱制定）に基づき施工され、町道として引継協議等が行われている道路

4. 概要

別紙「町道認定路線位置図」のとおり、町道の認定を行います。



町道認定路線位置図



令和7年第1回定例会(6月会議)
【議案第77号 参考資料】

路線番号	路線名
3480	笠田東80号線

議案参考資料

令和7年第1回定例会（6月会議）

担当課（室）係

建設課 管理係

1. 議案名

議案第78号 町道の認定について（笠田中21号線）

2. 背景・経過

当該道路は、地元住民の生活道路として利用されており、町道認定の要望がありました。幅員が4メートル以上あり、路面は舗装され、かつ、路面排水施設が完備されている為、町道の認定をします。

3. 趣旨・目的

かつらぎ町道路線認定の基準等に関する要綱第2条第1項第5号の基準に該当します。

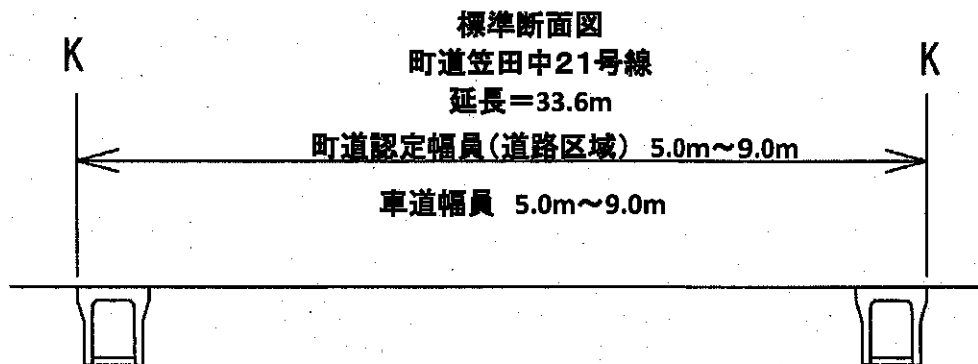
かつらぎ町道路線認定の基準等に関する要綱

第2条 町道として認定する道路は、法令その他特別の定めのあるものを除き、公共性が高いと認める路線で、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (5) 都市計画法（昭和43年法律第100号）及び、土地区画整理法（昭和29年法律第119号）により新設又は新設しようとする道路並びに建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定に基づき知事が指定した道路で、かつらぎ町開発指導要綱（平成元年要綱制定）に基づき施工され、町道として引継協議等が行われている道路

4. 概要

別紙「町道認定路線位置図」のとおり、町道の認定を行います。



町道認定路線位置図



令和7年第1回定例会(6月会議)
【議案第78号 参考資料】

路線番号	路線名
3221	笠田中21号線

議案参考資料

(令和7年第1回定例会6月会議)

担当課(室)係

教育総務課 総務係

1. 議案名

議案第79号 物品売買契約の締結について

2. 背景・経過

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条において、地方自治法第96条第1項第8号の規定により議会の議決に付さなければならない契約は、予定価格10,000,000円以上の不動産若しくは動産の買入れ若しくは売払い(土地については、1件5,000平方メートル以上のものに係るものに限る。)又は不動産の信託の受益権の買入れ若しくは売払いとするとされており、議決を求めるものです。

3. 趣旨・目的

契約の締結は、予算の執行に関する事項であるので長の権限に属しますが、特に重要な契約の締結については、長のみならず議会もその決定に参加するものとされています。

その趣旨は、住民の利害に与える影響が特に大きい契約について、一般の契約が受ける法的規制の上にさらに制約を加え、また住民の意思を反映させようとするものです。

情報端末(タブレット端末)購入の契約締結にあたり、契約の内容、方法、金額、相手先等が妥当であるかについて、議会の議決を求めるものです。

4. 概要

売買契約を締結しようとする、情報端末(タブレット端末)については、県内市町村で構成する「和歌山県市町村教育情報化推進協議会(事務局:県)」が、「令和7年度小・中学校GIGAスクール用コンピュータ共同調達(購入)」の一般競争入札を実施し、1台当たり費用(単価)を60,940円に決定して、落札業者と協定を締結しています。

各市町村は、この協定に基づき、物品売買契約を締結することとなります。

- ・1台当たり単価 60,940円(税込)
- ・購入台数 1,117台(内訳:小学校738台・中学校379台)
- ・契約金額 68,069,980円(税込)

令和7年6月 議会議決、物品発注
令和7年8月 納品完了予定

令和7年度
小・中学校 GIGA スクール用コンピュータ(WindowsOS)共同調達仕様書

1. 共同調達参加団体

海南市教育委員会 橋本市教育委員会 御坊市教育委員会 かつらぎ町教育委員会
九度山町教育委員会 湯浅町教育委員会 有田川町教育委員会 美浜町教育委員会
日高町教育委員会 由良町教育委員会 みなべ町教育委員会 日高川町教育委員会
御坊市日高川町中学校組合教育委員会

2. 調達機種

端末仕様

- GIGA スクール用コンピュータ (WindowsOS 端末) の仕様 **別添1**のとおり。
- ・文部科学省「学習者用コンピュータ最低スペック基準（令和6年4月17日）」を満たすこと。
https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/zyouhou/mext_02624.html
 - ・端末管理機能 MDM「Microsoft365 A1 for Devices」を合わせて調達する自治体は
別添2「納入先及び数量一覧」のとおりとする。

3. 数量・納入場所等

① 数量及び納入場所

(1) GIGA スクール用コンピュータ (Windows 端末) … 14,949 台

- ・機器台数等は、落札者と共同調達参加団体の協議が整った場合は、変更して契約できるものとする。なお、契約時において各機器の数量計に3%以内若しくは5台のうち多い方の増減があった場合でも見積単価に変更はないものとする。

② 納入場所

- ・納入場所は**別添2「調達数量一覧表及び納入先」**のとおり。なお、落札決定後、当該共同調達参加団体と打合せ等を行うこととし、各場所の納入台数については変更する可能性がある。

4. 端末調達に係る基本的な条件等

- ・納入する機器等は、品質・耐久性に十分留意し、選択すること。
- ・サプライチェーン・リスクを考慮した端末を選定すること。

5. 既存端末の回収

- ・GIGA 第1期で調達し、現在使用している端末を無償で回収し、データ消去又は物理破壊の証明書の発行を実施すること。
- ・小型家電リサイクル法に基づく認定事業者又は資源有効利用促進法に基づく製造事業者が責任をもって実施すること。
- ・回収は、各学校及び各教育委員会に訪問し行い、今回納品するGIGAスクール用コンピュータの納品日と別日での対応を可能とすること。

6. 予備機の運用サポート

- ・今回調達する予備機のうち、指定する台数を適切に保管・管理を行い、学校の予備機が一定数まで減少した場合は、保管している予備機との交換を無償で実施すること。

7. 契約方式等

A 購入

(1) 契約方式

契約方式は、以下の自治体ごとの単価契約方式によるものとする。

GIGA スクール用コンピュータ (Windows 端末) 1 台あたりの購入金額

(2) 契約単価

契約単価は、仕様書に含む内容にかかるすべての金額に、100 分の 10 を乗じて得た額（小数点以下 2 位を切り捨て）を当該金額に加算した額（小数点以下を切り捨て）により決定する。

8. 情報の取り扱い

- ・個人情報保護の観点から、セキュリティに関する資格（ISMS 及びプライバシーマーク）を取得していることが望ましい。
- ・開示を受けた情報及び知り得た情報のうち一般公開している情報以外について、守秘義務を負うものとする。本業務を実施する上で知り得たすべての情報の機密保持を行い、本業務の履行以外での使用や第三者への開示を行わないこと。本業務に係る契約終了後も同様とする。

9. その他

- ・本仕様に明示のない次のオプション内容について、共同調達参加団体が希望する場合に備え、提案できるようにしておくこと。
 - ①画面保護フィルム
（上記の内容と合わせて、1 台当たり 55,000 円(税込)に収まるものが望ましい）
 - ②端末の延長保証(3 年、5 年)（有償オプション）
- ・本仕様に明示のない事項であっても、機能上及び社会通念上当然必要と思われるものについては、受注者において充足すること。
- ・その他、本仕様書に定めのない事項又は疑義が生じた場合には、その都度各市町教育委員会又は学校と協議して決定するものとする。
- ・商品は、5 年以上メーカーサポートを受けられること。
- ・メーカーと納入業者は連携して、納入機器の操作等について、納入自治体（教職員含む）からの照会に速やかに回答できる窓口を提供し、納入業者が責任を持ってサポートすること。
- ・機器搬入等で問題が生じた際には、納入業者が改善を行うこと。
- ・納入後、当初の仕様及びシステム構成と異なる事態が判明した場合、納入業者が改善すること。
- ・すべて正常に稼働する状態で納品すること。
- ・初期不良、不良品、欠品については速やかに対応すること。

GIGA スクール用コンピュータ (Windows 端末) の仕様

① 基本性能 下表の条件を満たす端末とすること。

項目	機能条件
型式	コンバーチブル型
OS	Microsoft 社製 Windows 11 Pro/Education 相当
CPU	Intel N100同等以上
メモリ	8 GB 以上
ストレージ	128GB (UFS) 以上
画面	11.6 インチ以上 タッチパネル対応
無線	IEEE 802.11 a/b/g/n/ac /ax 以上
キーボード	Bluetooth 接続でない日本語 JIS キーボード キートップ外れ防止の対応をしていること
タッチペン	端末本体に内蔵又は端末本体収納スペースに収納できるもの パームリジェクション機能を有すること（端末本体にその機能がある場合も可とする） 端末メーカーにて動作確認済みであること
カメラ機能	インカメラ・アウトカメラ
音声接続端子	マイク・ヘッドフォン端子×1 以上
外部接続端子	USB3.0以上の規格であってUSB Type-C PD(Power Delivery)に対応したポート、USB Type-A及びHDMIポートを1つ以上有していること
バッテリー駆動時間	8 時間以上
重さ	1.5kg 未満(本体及びキーボード込)
堅牢性	MIL 規格 (MIL-STD-810H) 準拠 19 項目以上実施していること 事前に落下試験等を実施した堅牢設計であること
付属品	AC アダプタ (本機の充電に活用できるもの メーカー純正) USB-C ケーブル
端末管理機能	以下の設定を、ネットワークを介して行うための端末管理機能 (MDM) を有していること ・端末制御などのポリシーの設定 ・端末が利用するソフトウェアの配信設定 ・接続先ネットワークの制御 ・紛失・盗難時の制御設定
その他	1 端末を適切に運用するための以下の機能を有していること (1) 端末の稼働状況を把握できる機能 (2) 適切なセキュリティ対策としての以下の機能 ・マルウェアから端末を保護する機能 ・ストレージにデータを暗号化して保存する機能 (必要に応じて利用可能であればよい) 2 OS メーカー (端末の OS と異なるものでもよい) が標準的に提供する教科横断的に活用できるソフトウェアを学習用ツールとして整備すること

② その他

- ・提供機種については、新品、未使用の現行モデルのものであること
- ・納入する OS は調達の時点で最新バージョンのものとすること。
- ・ソフトウェアについては、指定が無い限り、落札時の最新バージョンとすること。

納入先及び数量一覧

納入場所	台数	金額
笠田小学校	290台	17,672,600円
渋田小学校	69台	4,204,860円
梁瀬小学校	6台	365,640円
妙寺小学校	324台	19,744,560円
大谷小学校	49台	2,986,060円
笠田中学校	193台	11,761,420円
妙寺中学校	186台	11,334,840円
合計	1,117台	68,069,980円

